

計	1,200.00	25,510.00	3,850.00	3,850.00	2,170.00
		85,197	15,273	15,273	839,935
		384,888.55	6,873.00	—	6,873.00
		—	—	—	377,966.25

總計	6,711.11	3,018,999	50,092	1,891,100	1,913,233	1,115,767
		1,313,000.55	25,000.00	836,333.00	800,900.00	501,000.15

第三 各権利者に直接交付すべき補償金

要交付補償金總額は五十萬二千九百五十五圓十五錢なりしが、内十九萬五千五百三圓八十五錢を徴收清算金に充當したる結果、各権利者に直接交付すべき補償金は三十萬六千五百九十一圓三十錢(人員八百四十六人)なり。

第四 補償金の交付

本地區に於ける補償金總額五十萬二千九百五十五圓十五錢の内、徴收清算金に充當したる金額十九萬五千五百三圓八十五錢は、市會計規程に基き振替手續に依り昭和三年七月九日支出し、直接交付額三十萬六千五百九十一圓三十錢は同年七月十三日之が支拂を開始し、同六年三月末日迄に交付せし金額三十萬六千五百七十二圓八十五錢にして、交付済合計金額五十萬二千七百七十六圓七十錢なり。

第七章 登記及地價配賦

第一節 登記

第一 代位登記

第二十八地區 甲 整地

土地に關し代位登記を爲したる件數は土地表示更正及變更八十一件、土地名義人表示更正及變更三十二件、分合筆二百七十七件、家督相續五件計三百九十五件なり。

第二 區劃整理登記

土地囑託筆數は整理前六百二筆、整理後五百六筆にして、建物囑託件數は要登記のもの七百八十八件、現存を認め難きもの千八百四十九件なり、囑託書を東京區裁判所富士見町出張所に提出したるは昭和三年八月十七日にして、登記の完了は同年十二月十五日なり、而して登記の停止期間は換地處分告示の日即ち同年六月十九日より約六箇月に亘れり。

第二節 地價配賦

第一 地價配賦前の處理

本地區の土地區劃整理施行申告、工事著手届及工事完了届を水道橋稅務署長に提出したる年月日左の如し。

- | | |
|--------------|-----------|
| 一 土地區劃整理施行申告 | 昭和二年五月四日 |
| 二 工事著手届 | 同 日 |
| 三 工事完了届 | 同 三年六月十八日 |

第二 地價配賦

地價配賦案は昭和三年十月十二日之が作成を了し、同日水道橋稅務署長に提出し、同月十五日地價配賦許可の指令を受けたり。

本地區整理前有租地の地價總額は九十四萬三千百十五圓九十七錢にして、整理に依り減少したる有租地面積に對する控除地價額は十五萬二千七百十九圓三十二錢なり、之を前述の地價總額九十四萬三千百

十五圓九十七錢より控除したる七十九萬三千九十六圓六十五錢は、即ち整理後有租地に對し配賦せらるべき地價總額とす、而して整理後各筆評定指數千個當配賦地價額は二十一圓八十五錢一五八なり。

地價配賦案は昭和三年十月十二日之が作成を了し、同日水道橋稅務署長に提出し、同月十五日地價配賦許可の指令を受けたり。

本地區整理前有租地の地價總額は九十四萬三千百十五圓九十七錢にして、整理に依り減少したる有租地面積に對する控除地價額は十五萬二千七百十九圓三十二錢なり、之を前述の地價總額九十四萬三千百

十五圓九十七錢より控除したる七十九萬三千九百十六圓六十五錢は、即ち整理後有租地に對し配賦せらるべき地價總額とす、而して整理後各筆評定指數千個當配賦地價額は二十一圓八十五錢一五八なり。地價配賦算定に關する數字を示せば左の如し。

一 整理前有租地面積

整理前面積	整理後面積	差引減步面積
七九、八九三・六八 ^坪	六、九五・七五 ^坪	二二、九三・九三 ^坪

二 整理前有租地坪當平均地價

整理前有租地總面積	同上總地價	坪當平均地價
七九、八九三・六八 ^坪	九四三、二五・九七 ^円	二・八〇四 ^円

三 控除せらるべき地價

有租地差引減步面積	坪當平均地價	控除地價
二二、九三・九三 ^坪	二・八〇四 ^円	一五二、七九・三三 ^円

四 整理後評定指數千個當配賦地價額

整理後有租地總指數	配賦地價額	指數千個當配賦地價額
三六、一七、四九 ^個	七九〇、三六・六五 ^円	二・八五二五 ^円

次に整理前後の土地を有租地、免租地及公共用地の區分に従ひ、地目別に掲記すれば左の如し。

整理前後土地面積及筆數調

區分	地目	整理前の土地		整理後の土地		面積差引		筆數差引	
		面積	筆數	面積	筆數	増	減	増	減
有租地	宅地	六、〇四二・五三 ^坪 外道路三二・八八	四三三	六、九五・七五 ^坪	五〇四	—	二、九一・二二 ^坪	—	七三
	學校敷地	八四・六四	五	七〇一・四〇	四	—	一〇一・七六	—	—

合 計	公共用地			國有免租地			府有免租地			市有免租地			民有免租地	
	小公園	溝渠	道路	內務省用地	官有寺地	學校敷地	學校敷地	學校敷地	職業紹介所敷地	墓地	道路	計	學校用地	計
外崖地 一、一、七、一、三〇 外道路 三、一、八、八	一八、四六・四	七五・一八	一八、一八七・七六	四、八五・九七	四、三六・三三	一、〇〇・〇〇	三、二八・四七	外崖地 三、九八・五五 外崖地 三、三六・六六 外崖地 三、三六・六六	八五・〇〇	三七・五五	一、〇二・六六	一、四〇・〇〇	四六・〇〇	
西八				三	九	二	一	三	四	七	三	七	二	
一、一三、八八・〇〇	四〇、三三・六〇	一、〇六四・六五	三九、一六八・九五	二九三・六九	二九三・六九		三、四八・七六	一、六七・三三	三四〇・六三		一、二五・五〇	一、四三・五六	四四〇・一六	
五〇				二		二	二	五		三	一	七	三	
三、三、五九七・一五	三、一四・八四	一、〇六四・六五	三、〇八一・一九				二〇七・三三	二四二・八四			二四二・八四	四・一六	四・一六	
二〇、八二〇・〇九	七五九・一八	七五九・一八		四、五九・二八	四、三六・三三	四七・三三	一三〇・八五	四、〇〇・七四	三、九四・三三	三〇・九二	五・五二	一〇一・四四		
七												一	一	
一〇一				〇	九		一	一	九	七		一		

乙 建物其の他の工作物移轉

合	計	計	外 道 路 三 一 ・ 八 六	外 崖 地 三 五 ・ 七 六	二 一 ・ 七 一 ・ 三 〇	一 八 ・ 四 六 ・ 四 〇	一	四 〇 ・ 三 三 ・ 六 〇	一	三 ・ 一 四 ・ 四 〇	七 五 ・ 一 八	一	一 〇 一
---	---	---	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------	---	---------------------------------	-----------------------	---	-------------

乙 建物其の他の工作物移轉

第一章 整理前の建物

第一節 建物狀況

本地區整理前の宅地總面積は八萬九千二百六坪一合二勺にして、之に所在する建物の總棟數は二千三百四十二棟此の延坪數四萬八千八百五十九坪二合七勺なり、而して建物一棟當り宅地面積は三十八坪九勺、同建物延坪數は二十坪八合六勺なり。

前記總棟數の内移轉を要するもの二千二百三十三棟にして、爾餘の百九棟は換地の關係に依り、其の儘据置き得る不要移轉建物なり、之を構造別に示せば左の如し。

種 別	建 物 總 數		内 要 移 轉 建 物		内 不 要 移 轉 建 物	
	棟 數	延 坪 數	棟 數	延 坪 數	棟 數	延 坪 數
木 造 建 物	二、三六	四八、四五・八三 ^坪	二、〇七	四五、二七・〇八 ^坪	一〇九	三、三六・七五 ^坪
石 造 平 家 建	四	二・〇〇	四	二・〇〇	—	—
同 二 階 建	一	二・四六	一	二・四六	—	—
煉 瓦 造 平 家 建	五	四七・三〇	五	四七・三〇	—	—
同 二 階 建	二	七三・九四	二	七三・九四	—	—

第二十八地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十八地區 乙 建物其の他の工作物移轉

種別	棟數	要移轉棟數に對する百分比	延坪數	一棟平均坪數
鐵筋コンクリート造平家建	二	八・八二	八・八二	
同 二階建	一	九・〇〇	九・〇〇	
同 三階建	一	九・〇六	九・〇六	
土藏造二階建	九	一〇九・三六	一〇九・三六	
同 三階建	一	一三・五〇	一三・五〇	
計	二、三四三	四八、八五・三七	四、五〇〇・五三	三、三八・七五
建物總數に對する百分比	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	九五・一八	四・八二

三四

要移轉建物の用途を大別すれば、住宅千三百十九棟の五割九分を最高とし、商店五百四十棟の二割三分之に次ぎ、以下工場、倉庫、飲食店等の順位なり、之を表示すれば左の如し。

種別	棟數	要移轉棟數に對する百分比	轉建	
			延坪數	一棟平均坪數
官公署	四	〇・一九	三五・三六	八・八四
學校	二四	〇・四六	二、四二・〇七	一七・二九
寺院	二	〇・〇九	七・四一	三・七〇
教會	五	〇・一三	三六・六六	七・三三
醫院	七	〇・三二	一五〇・七三	二一・一〇
銀行	三	〇・一四	一八・八四	六・二九
住宅	一、三三九	五五・八三	三、八二・八一	二・七五



住	銀	醫
宅	行	院
一、三三九	三	七
五、八三三	〇・二四	〇・三二
三、八二・八一	一、八・八四	一、五〇・七二
一七・三五	三九・六一	三三・一〇

旅	下	商	料	飲	劇	觀	娛	武	浴	理	工	倉	其
宿	業	店	店	店	場	場	場	場	場	容	場	庫	他
二	二	九	五	一	一	一	七	一	九	九	八	五	六
〇・四六	一・三〇	一・三三・六	〇・三二	二・四六	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・四二	〇・八四	三・四三	二・五五	二・八三
七六・九七	一、九五・二五	一〇、二五・九六	三九・三〇	一、三六・七〇	六五・七九	五四・九五	二五・七三	一八・七五	六〇・七八	二七・五〇	一、八〇・八三	九二・二元	三七・八〇
七九・七〇	六七・三三	一八・九六	三五・四八	三三・七三	六五・七九	五四・九五	三〇・八二	一八・七五	六六・七五	二一・四五	三三・六四	一六・四二	六〇・九
二〇・元													

第二節 地區告示後の建築

大正十三年三月二十七日東京都市計畫土地區劃整理施行地區の告示後に於て、假設建築物として新築、改築、増築等の爲、東京府知事に許可申請を爲したるもの建物八百五棟、内許可せられたるもの六百三

第二十八地區 乙 建物其の他の工作物移轉



十二棟、許可せられざりしもの百七十三棟なり、而して前記の如く不許可の指令を受けたるにも拘らず新築、改築、増築等を爲し、事業施行の必要上移轉を要したるもの九十棟なり。

第二章 移轉計畫

本地區は之を七十箇の移轉群に分ち、大正十四年十月より建物及工作物の現状調査に著手し、調査済の移轉群より逐次移轉工法並工程を定め、昭和二年六月全部の移轉計畫を終了せり。
而して要移轉建物二千二百三十三棟に對する移轉工法を見るに、曳方一部除却に依るもの千百九十一棟にして五割三分を占め、之に次ぐは移築一部除却の五百二十一棟にして二割三分に相當し、他は曳方、移築、据置一部除却の順位なり、之を構造別に示せば左の如し。

種 別	工 法 別				計
	曳 方	一 部 除 却	移 築	一 部 除 却	
木 造 建 物	三三	一、九〇	二九	五六	一、一〇九
石 造 平 家 建			三	一	四
同 二 階 建				一	一
煉 瓦 造 平 家 建			三	二	五
同 二 階 建			二		二

鐵筋コンクリート造平家建	二	八・八二	二	八・八二		
同 二階建	一	九・〇〇	一	九・〇〇		
同 三階建	一	九・〇六	一	八九・七		〇・二七
土藏造二階建	九	一〇九・六	九	一〇七・四		一・四
同 三階建	一	一一・五〇	一	一一・五〇		
計	二、三三三	四、五、〇〇、三三三	二、三三三	三、七、四〇、〇八		八、三六・四

建物の移轉實施期間を大正十五年一月より昭和三年七月迄の二年七月とし、大正十五年に於て六百九十一棟、昭和二年に於て千五百三十三棟、昭和三年に於ては七月迄に九棟の工事を完了することに豫定したり。

第三章 移轉手續

第一節 移轉命令

大正十四年十一月七日第一次移轉命令として、春木町三丁目の一部第十七、第十八移轉群建物十棟に對し、移轉命令十通、同通知一通を發し、爾來引續き發令に努め昭和二年六月八日元町二丁目の一部第五十、第五十一及第五十七移轉群の發令を最後とし、要移轉建物二千二百三十三棟の内、協議並直轄移轉に依る二十四棟を除きたる二千二百九棟及工作物に對し、移轉命令千七百十四通、同通知二千百三通

を發し茲に全部の發令を終へたり。

第二節 協議並直轄移轉

大正十四年十一月七日第一号移轉命令として、春木町三丁目の一音第十七、第十八移轉群建物十棟に對し、移轉命令十通、同通知一通を發し、爾來引續き發令に努め昭和二年六月八日元町二丁目の一部第五十、第五十一及第五十七移轉群の發令を最後とし、要移轉建物二千二百三十三棟の内、協議並直轄移轉に依る二十四棟を除きたる二千二百九棟及工作物に對し、移轉命令千七百十四通、同通知二千百三通

を發し茲に全部の發令を終へたり。

第二節 協議並直轄移轉

第一 協議移轉

本地區に於て協議移轉を爲したるもの建物二十三棟、工作物十五件あり、内建物一棟、工作物一件は官公署の所有に係り事業實施の便宜上協議移轉を爲したるもの、其の他の建物二十二棟、工作物十四件は民有にして、内建物一棟は街路築造の關係上急速移轉を要したるもの、其の他の建物二十一棟、工作物十四件は移轉促進の爲特に急施を要したるものなり。

第二 直轄移轉

本地區に於て直轄移轉を爲したるもの民有建物一棟あり、右は所有權の保存登記を爲したる者二人ありて、眞の所有者を確認し難く移轉命令不能に因るものなり。

尙移轉命令後道路を跨りて二筆の宅地に築造したる建物の所有者に對し、之が撤去方を交渉したるも應ぜざるに依り直轄工事を施行することとし、其の一部を除却したる處、工事半に於て所有者より工事を實施し度き旨申出ありたるを以て、之を中止し未了部分に對しては移轉契約を締結の上、本人をして除却せしめたり(第五章參照)

第四章 損害補償

第一節 補償金の決定

第二十八地區

乙 建物其の他の工作物移轉

移轉命令の發令に次で移轉損害補償金の算定に著手せり、乃ち大正十四年十一月建物及工作物の新築費並動産の種類、數量及營業休止に因る損害等の現地調査に著手其の調査に基き移轉損害補償金の算定を爲し、同年十二月以降逐次補償審査會の審議決定を経たり、而して前記現地調査は昭和二年八月迄に終了し、又補償審査會に於ける補償金の決定も回を重ねること五十九回(變更案の決定を含む)にして、同年九月一先終了したるが、其の後に至り尙既決補償金の變更を要するものあり、之が審議決定を爲すこと四回に及び、翌三年七月全部の決定を了せり、尙補償審査會の決定を要せざるものに付ては調査算定すると共に關係者と協定する等夫々處理を了したり。

前記補償金中本郷區元町二丁目十四番所在麴室及井戸に對する分は、補償金決定後陳情に依り權利者の相違を發見し之が措置を講じたり乃ち當初前記工作物は同所借地人たる清水某の申告に基き、同人所有建物の附屬工作物として昭和二年一月移轉命令を發し、同年五月之が補償金を決定通知したる所、同年七月に至り土地所有者富澤某より右工作物は自己の所有なるに付、之に對する補償金の交付ありたき旨陳情せり。

右麴室は深さ二間半面積二坪の地下室竝四條の横坑坑徑七尺總延長三十六間より成るものにして、事情調査の結果約二百年前の築造に係り、井戸と共に富澤某の所有に屬し、之を明治三十八年其の地上の建物と併せて清水某に賃貸しありたる所、大震災災に因り建物焼失したる爲、其の後は麴室及井戸を土地に附屬せしめて清水某に貸付し居りたることを判明したるを以て、同年八月曩に決定したる清水某の補償金一萬二千三百八十四圓五十九錢中、麴室及井戸に關する分は之を控除し四千七百九圓七十六錢に變更方處理すると共に、富澤某に對し同年十月麴室竝井戸に付協議移轉契約を爲し、工事完了後之が移轉料七千六百七十四圓八十三錢を交付したり。

補償審査會に於て決定したる補償金及其の他の移轉料總額は左表の如く、二百三十萬二千三十一圓八

十九錢にして、内國負擔額百十六萬四千六百十圓五錢、市負擔額百十三萬七千四百二十一圓八十四錢なり。

償金一萬二千三百八十四圓五十九錢中、麴室及井戸に關する分は之を控除し四千七百九圓七十六錢に變更方處理すると共に、富澤某に對し同年十月麴室並井戸に付協議移轉契約を爲し、工事完了後之が移轉料七千六百七十四圓八十三錢を交付したり。

補償審査會に於て決定したる補償金及其の他の移轉料總額は左表の如く、二百三十萬二千三十一圓八

十九錢にして、内國負擔額百十六萬四千六百十圓五錢、市負擔額百十三萬七千四百二十一圓八十四錢なり。

建物棟數	延坪數	補償金	區分金額		坪當
			内	譯	
二二三	四、五〇〇・五 ^坪	二、三〇一、〇三・九 ^円	建物移轉料 工作物移轉料 造作移轉料 動産移轉料 休業補償 雜費	一、三六、三六・九 ^円 二六〇、四八・九 ^四 三七、七六・二五 一五、一九七・八六 二八四、四八・九八 二〇二、八四・九二	二元・九〇 ^円 五・七二 〇・八三 三・四一 六・二五 四・四六 五〇・五六
			計	二、三〇一、〇三・九	

因に前表建物及工作物移轉料算定の基準となりたる新築費を示せば左の如し。

種別	棟數	延坪數	延一坪棟數當	新築費	坪當單價
木造建築物	二、一〇七	四、五、一七〇・八 ^坪	二〇・四五	三、六四一、九八・〇〇 ^円	八〇・六八 ^円
石造平家建	四	二二・〇〇	五・二五	五、一六九・〇〇	二四六・一四
同階建	一	一一・四六	一一・四六	三、三二・九四	二八九・〇〇
煉瓦造平家建	五	四七・三〇	九・四六	六、五九・一〇	一三六・二四

同	二階建	二	七三・九四	三六・九七	一一、〇〇・八四	一五〇・一三
鐵筋コンクリート造平家建		二	八・八二	四・四二	三、〇六・五八	三四七・二三
同	二階建	一	九・〇〇	九・〇〇	二、八五・〇〇	三七・〇〇
同	三階建	一	九〇・〇六	九〇・〇六	一七、一七・七八	一九〇・六九
土藏造	二階建	九	一九・三六	二一・一五	一五、二八・七五	二三一・二三
同	三階建	一	三三・五〇	三三・五〇	九、七五・〇〇	四三三・三三
工	三階建	一	—	—	七三、八四・九六	一五・六八
計	物	二、二三	四五、五三〇・五三	三〇・九元	四、四四〇、〇〇・七三	九七・五〇

備考 工作物の坪當單價は其の新築費を建物總延坪數にて除したるものなり。

第二節 補償金の決定通知と其の交付

移轉損害補償金の決定通知は大正十四年十二月より開始し、爾來決定の都度之が通知を爲し、昭和二年九月を以て一先終了せるも、其の後に至り補償金の一部に變更を來したるものあり、之が變更通知は同三年七月に及びたり。

補償審査會に於て決定したる補償金及協議其の他の方法に依りたる移轉料は、大正十五年一月より之が交付を開始し、昭和六年三月末日迄に交付せし金額二百二十九萬九千二百六十四圓二十四錢にして、内國負擔額百十六萬四千五百四十一圓五十六錢、市負擔額百十三萬四千七百二十二圓六十八錢なり。

が交付を開始し、昭和六年三月末日迄に交付せし金額二百二十九萬九千二百六十四圓二十四錢にして、内國負擔額百十六萬四千五百四十一圓五十六錢、市負擔額百十三萬四千七百二十二圓六十八錢なり。

第五章 移轉實施

第一節 實施狀況

本地區に於ける移轉工事は別表に示すが如く、大正十五年一月より昭和三年七月迄に完了する豫定にして、之が實施の概要を述べれば、大正十五年に於ては豫定より遅れたるも、昭和二年及同三年に於ては工程順調に進捗したるを以て、最終工期たる昭和三年七月迄に工事完了の豫定なりし二千二百三十三棟の内、二千二百三十棟は豫定期間中に、殘餘の三棟は同年九月迄に、尙建物以外の工作物も同時期迄に移轉を了したり、之を移轉手續別に分類するときは、命令に依りたるもの二千二百九棟代執行を爲したるもの三棟を含む協議に依りたるもの二十三棟、直轄工事に依りたるもの一棟なり。

尙前記移轉工事の内其の實施に當り苦心を要したる主なるものを擧ぐれば左の如し。

一 第一外國語學校移轉 第一外國語學校々舎は日本石鹼株式會社の所有に係り、本郷區金助町十五、二十三ノ二、二十四番の三筆に跨る四百五十六坪餘の土地に所在し、木造二階建此の延坪數七百二十六坪餘なり、又同校は右會社の取締役金澤萬太郎の經營する所にして、晝間夜間の二部を設置し、移轉當時に於ける在校生約二千名ありたり。

而して同校敷地の換地は從來の位置を約二十二米東に移し、面積に於て一割二分五厘の縮少となり、而かも在來の校舎は其の敷地に餘裕なく建築しありたるを以て、之が移轉計畫に際しては、敷地の減歩に伴ふ校舎の除却部分を、學校維持利用上最も影響少き便所及教室の一部に止め、曳方一部除却の工法に依り移轉するの計畫を樹て、其の現地撤去を大正十五年十月十一日迄に、又移轉完了期限を同年十一

月十九日迄と指定し、同年三月二十日校舍所有者に對しては移轉命令を、學校經營者に對しては同通知を發したり、之より先學校側に於ては換地豫定地に絶對反對を表明し、質疑書及申立書(甲)整地第七章參照の提出ありて、前記移轉命令を受理するや之を返却すると共に、右申立書の回答を求むる爲出頭したるを以て、當局に於ては學校側の要求には應じ難きも、校舍移轉に對しては篤と考慮し、授業に支障を來さざる様假校舍を建築し使用せしむる意圖ある旨を説示し、一旦返戻せる移轉命令書を手交したり、然るに學校側に於ては尙不服を稱へ、同年四月一日附を以て從來の要求を固執し命令に服し難き旨並建物其他工作物の移轉に關する調査を拒否する旨の申立書を提出し、同時に移轉命令書を再返送し來りたり、其の後屢次學校側と交渉するも自説を固執し、徒に日子を遷延せしめ豫定の工期を経過するも依然解決するに至らざりし爲、之に關聯する建物の移轉に支障を來し、遂に計畫の一部を變更するの已なきに至りたり、乃ち同校々舎の撤去期限大正十五年十月十一日を昭和二年五月十九日に變更し、尙同校舎の移轉に關聯する建物十六棟に對しても、工期變更の上工事中斷期間を設け同年三月九日夫々之が通知を發したるに、學校側に於ては尙從來の主張を固持し、工期變更の通知も亦不當のものなりとの申立書に學校側の希望する協議案を附記し、之を工期變更通知書に添付して同年四月五日送付し來りたり、右協議案の要旨左の如し。

前 提

- 一 當事者間に於ては完全に了解且同意すること、但し仲介者を用ふるも可。
- 二 公益の爲と雖一切の私益を犠牲にせざること。

第一 協議案

- イ 玉塚光雄氏所有の土地を換地とし、面積増減に對しては精算の上即時支拂を爲すこと。
- ロ 換地上に現在と同一程度の校舍を新築し、無損害無休業の移轉を行ふこと。

ハ 新築校舍に移轉の上は直に現在の校舍を撤去し、土地は換地を受けたる者に引渡すこと。

二 公益の爲と雖一切の私益を犠牲にせざること。

第一 協議案

- イ 玉塚光雄氏所有の土地を換地とし、面積増減に對しては精算の上即時支拂を爲すこと。
- ロ 換地上に現在と同一程度の校舎を新築し、無損害無休業の移轉を行ふこと。

ハ 新築校舎に移轉の上は直に現在の校舎を撤去し、土地は換地を受けたる者に引渡すこと。

第二 協議案

- イ 命令者の費用を以て延七百五十坪の假校舎を建築し、無料使用せしむること。
- ロ 命令者の費用を以て、現在の校舎改築を十五萬八千二百二十五錢にて大倉土木株式會社又は戸田組若は清水組に請負せしむること。
- ハ 命令者の費用にて換地上の宅地造成をなすこと、但し周圍及土留石垣等は尺角以上の間知石を使用すること。
- ニ 附屬工事費及建築請負の割増金に充當する爲、命令者より三萬千六百二十五錢支出すること。
- ホ 假移轉費用及改築後の復歸費用として一萬七千七百圓を命令者より支出すること。
- ヘ 假校舎の移轉廣告費及復歸後の廣告費として六千圓を命令者より支出すること。
- ト 假校舎にて授業中校舎の不完全に起因する學生の退學、又は入學減に因る収入減として五萬千圓(二學期分)を補償すること。
- チ 復歸後一ケ年間の収入減として四萬五千九百圓補償すること。
- リ 移轉改築中現在校舎の火災保險二十萬圓の契約を中斷せしめず、若は改築中火災の起りたるときは二十萬圓を命令者に於て負擔する契約を爲すこと。

第三 協議案

右二案不能のときは、双方熟慮考究を條件として本解決を延期すること。

前記の如く、學校側の要求過大にして到底之に應じ難きを以て既定の計畫に基き遂行することとし、曩に建物其の他の移轉に關する一切の調査を拒否せられたる爲、止むを得ず推定に依り移轉損害補償金

の算定を爲し、之を同年四月六日の補償審査會に提案の上校舎所有者分三萬七千五圓四十四錢、學校經營者分五千五圓九十八錢の決定を受けたるを以て、其の決定通知書を送達したり。

學校側に於ては依然反對を主張し、工期に至るも工事に著手せざる爲、附近建物移轉は又々遅延するに至り、地元住民に於ても頗る困惑し有志は直接學校側と折衝大に努むる所ありしも自説を固持して譲らざるを以て、當局に於ても己むを得ず強制手段により之を解決することに決意し、昭和二年七月二十九日附を以て同年十月二十一日限り現地を撤去すべき旨戒告したり、而して移轉工事實施中に於ける假校舎として湯島六丁目七番ノ三玉塚榮次郎所有土地五百二十五坪を賃借し、曩に買収したる京華中學校々舎を之に移築し、以て代執行の準備を整へたるに學校側は漸く移轉の已む可からざるを自覺し、同年十一月二日前記假校舎に於て授業を開始し、同時に本校舎の移轉工事に著手せり、依て既決補償金は推定に係るものなるを以て、更に詳細調査したるところ、其の一部に變更を要するものありたるに依り、之を同月十六日の補償審査會に提案し、所有者分四萬六十六圓九十九錢、學校經營者分五千八百五十圓五十一錢の變更決定を受け、其の旨夫々通知を爲したり。

其の後學校側に於ては順次工事を進め翌三年二月十三日移轉を完了し、移轉命令後二年に亘る本校移轉問題も漸く解決を見るに至りたり。

二 幹線第四十四號街路沿線及春木町一丁目及二丁目の建物一齊移轉 壹岐坂下より本

郷一丁目に至る新設幹線第四十四號街路幅員二十七米の敷地は全部從來の宅地に當り、之に直接關係ある要移轉建物は六百十四棟の多數に上り道路工事促進上、又春木町一丁目及二丁目は飛換地多く從て移轉工法復雜なりし爲、共に一齊移轉を爲すにあらざれば事業進捗の圓滑を缺く虞ありたるを以て、當局に於ては地元住民と十數回に亘り協議を重ね漸く一齊移轉の議を纏め、之が實行を期すべく各町會に移轉速行會を組織し、委員を擧げて工事の促進に努めしめたり、而して當局に於ては之等實行委員と密接

なる連絡を保持し、宅地造成工事及地下埋設物整理等に關し建物移轉に支障を來さざる様準備を整へると共に、建物解體材料の置場借入或は臨時收容家屋配給の圓滑を計る等極力盡瘁したる結果、本地區中

る要移轉建物は六百十四棟の多數に上り道路工事促進上、又春木町一丁目及二丁目は飛換地多く従て移轉工法復雜なりし爲、共に一齊移轉を爲すにあらざれば事業進捗の圓滑を缺く虞ありたるを以て、當局に於ては地元住民と十數回に亘り協議を重ね漸く一齊移轉の議を纏め、之が實行を期すべく各町會に移轉速行會を組織し、委員を擧げて工事の促進に努めしめたり、而して當局に於ては之等實行委員と密接

なる連絡を保持し、宅地造成工事及地下埋設物整理等に關し建物移轉に支障を來さざる様準備を整へると共に、建物解體材料の置場借入或は臨時收容家屋配給の圓滑を計る等極力盡瘁したる結果、本地區中最も困難とせられたる集團移轉も遂に其の完成を見るに至りたり。

三 道路を跨りて二筆の宅地に築造したる建物の移轉

換地面積決定後横田某は元町二丁目三十一番及湯島六丁目二十五番の宅地前者は移轉命令後に於て更地となり後者は在來より更地なり

の借地權者より其の權利を買收し、旅館兼下宿業を營むため、兩宅地に跨り無届にて木造二階建延坪百六十餘坪の建物築造に著手したり、然るに兩宅地間には幅員二米七の私道介在し、前記建物築造に依り之を閉塞し交通上支障となるを以て、私道に該當する部分の工事中止方を再三注意したるも之に應せざるに付昭和二年二月四日文書を以て、地方長官の許可なくして築造したる工作物に對しては都市計畫法施行令第十四條の規定に依り原狀回復を命ぜらるべき旨注意を爲すと共に、所轄警察署長に對し之が取締方を依頼し、一方前記私道を公道に改め、之に伴ふ換地面積を變更して其の旨地主並借地權者に通知したり、之に對し地主並借地權者は不當の處分なりとし、其の取消方を同月二十七日文書を以て整理施行者に要求し、横田某は依然既定の設計に基き建築工事を進め公道を全く閉塞するに至りたり。

依て當局は原狀回復の命令に依り其の障礙を除去するの他なしとし、之が命令方を東京府知事に進達し、同知事より昭和二年三月三十一日附を以て同年四月十日限り建物を撤去し原狀回復を爲すべき旨命令を發したり、然るに同人は之を履行せざるのみならず、換地豫定地變更處分の取消方を東京府知事に訴願し其の却下を見るや更に換地豫定地變更取消請求訴訟を行政裁判所に提起したるを以て、當局に於ても止むを得ず原狀回復を強制することとし其の手續を爲したる所、更に行政裁判所に追申して之を阻止したり、即ち右訴訟の判決に至るまで原狀回復命令の強制を停止せられたき旨、行政裁判所に申請し、

同所は之を認めて其の執行停止を東京府知事に命令したり。

事態斯の如く紛糾を來し、何時其の解決を見るや豫想し得ざる情勢となり、且本問題は此の上遷延せしむるに於ては事業の進捗に及ぼす影響甚大なるに付、東京府知事と協議の上、曩に横田某に發したる原狀回復命令は之を取消し、公道に當る建物三十一坪餘は耕地整理法第二十七條の既定に依り、整理施行者に於て直接施行することに方針を定めて夫々手續を爲し、昭和三年三月二十三日警察官吏立會の下に工事に著手したるに、横田某は急遽陳情書を提出し公道の位置變更其他の條件を當局に於て承認せらるゝに於ては、支障部分の建物撤去は自ら實施すべき旨申出ありたるを以て、一時工事を中止し再考の結果、公道の位置を變更し之に伴ふ換地位置竝面積の一部を變更の上、移轉料として六千七十八圓六十錢を交付することとし、之に對する移轉契約を昭和三年六月十五日締結したり、而して横田某は同年七月二十三日工事に著手し、同年九月三十日其の撤去を終へたるものにして、昭和二年二月以降紛糾久しきに亘りたる本件も、一年八月の日子を費し漸く其の解決を見たり。

四 本郷座移轉

第三十四移轉群内劇場本郷座の建物は補助線第八號街路敷に當る關係上、之を

東方に約三間後退移轉を要したり、而して同建物は木骨鐵網コンクリート造平家建にして此の建坪六百十五坪餘を擁する大建築物なるを以て、當初移築工法を採り之が工事期間を大正十五年九月一日より同年十二月二十九日に至る百二十日と定め、建物所有者たる松竹合名會社に移轉命令を發したるに、同社より工期は十二月下旬に亘る關係上、次年の正月興行に差支を生じ會社としては忍ぶ能はざる問題に付、之を繰上げ實施したき旨口頭を以て數回に亘り陳情せり、依て當局に於て種々考究を重ねたる處、其の後各所に於ける移轉實施の經驗に依り周到なる注意と特別の方法とを用ひ工事を施行するときは、曳方移轉も亦可能なるべき確信を得たるを以て、既定の移築工法を曳方工法に變更し、之に伴ひ工期を一箇月短縮して其の終期を十一月下旬に繰上げ工事の進捗を計りたる結果、同月二十七日に至り之を完了し

以て次年の正月興行に支障なからしめたり。

尙同座附俳優に對する給料補償金は、未だ先例なきと其の調査の基本となるべきもの完全ならざりし

之を繰上げ實施したき旨口頭を以て數回に亙り陳情せり、依て當局に於て種々考究を重ねたる處、其の後各所に於ける移轉實施の經驗に依り周到なる注意と特別の方法とを用ひ工事を施行するときは、曳方移轉も亦可能なるべき確信を得たるを以て、既定の移築工法を曳方工法に變更し、之に伴ひ工期を一箇月短縮して其の終期を十一月下旬に繰上げ工事の進捗を計りたる結果、同月二十七日に至り之を完了し

以て次年の正月興行に支障なからしめたり。

尙同座附俳優に對する給料補償金は、未だ先例なきと其の調査の基本となるべきもの完全ならざりし爲、之が調査に相當苦心を要したり。

移轉實施月別棟數表

(本表棟數は協議移轉及直轄移轉のものを含む)

年	月	移轉命令		補償金決定		工事完了豫定		工事完了	
		月別	累計	月別	累計	月別	累計	月別	累計
大正十四年	十一月	二三	二三	一	一	一	一	一	一
	十二月	一	二三	七	七	一	一	一	一
	一月	一	二四	七	一四	三	一	一	一
	二月	一	二五	七	二一	三	一	一	一
	三月	七	三二	一	二二	五	一	一	一
	四月	二	三四	六	二八	三	一	一	一
	五月	二	三六	六	三四	三	一	一	一
	六月	五	四一	一	三五	四	一	一	一
	七月	一	四二	二	三七	四	一	一	一
	八月	九	五一	二	三九	五	一	一	一
	九月	一	五二	八	四七	七	一	一	一
	大正十五年	九月	一	五三	八	四八	七	一	一

昭和二年

十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
二四	五八	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七
一、〇三二	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九
一四七	二〇	四	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
七四	八六	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七
一〇八	二五	九	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
四六八	五九	六九	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
九	二五	三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
二九八	四三	五六	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九

四	三	二	一
月	月	月	月
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三

昭和三年(五月)				
九	八	七	六	五
月	月	月	月	月
一	一	一	一	三
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
一	一	一	一	三
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
一	一	一	一	四
二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
一	二	三	一	一
二、三三	二、三三	二、三三〇	二、三三七	二、三三七

第二節 代執行

移轉命令を受け指定期限を經過し、現場係員より工事實施方に付屢次誘導督勵を爲すも、容易に其の義務を果さざる爲、戒告を爲したる人員八十二人建物百四棟ありたり。
 戒告後も尙其の義務を履行せざる爲代執行を爲したる人員三人建物三棟あり、其の主なる原因は義務者の怠慢に依るもの一人一棟、換地に新に家屋を新築し現在地の建物を撤去せざるもの二人二棟ありしに依るものなり。

第三節 臨時收容家屋

移轉工事開始に伴ひ臨時收容家屋の必要に迫られたるを以て、大正十五年三月第二十九地區内神田區宮本町御茶ノ水公園敷地内に移動式住宅二十七棟、物置十四棟を設置し、同月より希望者に使用せしめ、爾來移轉工事の進捗に伴ひ使用希望者増加したるを以て順次増設を爲し、工事終了の直前迄其の用に供したり、之が棟數及收容世帶數等を示せば左の如し。

設置場所	棟數		設置撤去		期間		容					
	住宅	物置	年	月	住宅	物置	住	宅	物	置		
神田區宮本町御茶ノ水公園内	二七	一四	大正一五、三	昭和三、二	自大正一五、三	自昭和三、二	二九	五・二五	六九	二五・八九	一三	〇・九三
本郷區眞砂町三十六番	二〇	六	昭和二、一	同	自昭和二、一	自昭和二、一	一九〇	九・五〇	九四九	四二・四五	二	三・五〇
小石川區小石川町一番	三〇	六	二、五	同	自同	自同	七九	二・六三	四九	一三・六三	二	二・〇〇
本郷區元町二丁目二十八番	九	四	三、三	同	自同	自同	一七	一・八九	九四	一〇・四	三	〇・七五
同元町一丁目元町公園内	〇	一	三、四	同	自同	自同	三五	三・五〇	一六一	一六・一〇	一	—
同元町二丁目十六番	五	三	三、四	同	自同	自同	五	一・〇〇	三	六・六〇	二	〇・六七
計	一〇一	三三	同	同	同	同	四三五	四・六〇	二、三四五	二三・三三	五	一・五

右の外本郷區東竹町二十五、二十六、二十七番所在、元京華中學校假校舍に使用したる建物木造平家建一棟坪數四百三十六坪七合を磯江某より買収し、之を湯島六丁目七番ノ三に移築し、第一外國語學校の移轉に際し昭和二年十一月より翌三年二月迄假校舍として之を使用せしめたり。

第四節 宅地造成

本地區の地勢は起伏甚しく坂路多く、在來道路中には急勾配なるもの尠からず、更に宅地に就て見る

に弓町一丁目、元町、湯島五丁目、六丁目、金助町、春木町三丁目の大部分は土留、石垣を以て防護せ

第一棟坪數四百三十六坪七合を磯江某より買収し、之を湯島六丁目七番ノ三に移築し、第一外國語學校の移轉に際し昭和二年十一月より翌三年二月迄假校舍として之を使用せしめたり。

第四節 宅地造成

本地區の地勢は起伏甚しく坂路多く、在來道路中には急勾配なるもの尠からず、更に宅地に就て見る

に弓町一丁目、元町、湯島五丁目、六丁目、金助町、春木町三丁目の大部分は土留、石垣を以て防護せらるゝもの多し、此の如き地形内を新設又は擴築せらるゝ街路縦横に貫通する爲之が勾配の緩和を計れる結果、土留、切土、盛土等の工事を施行したる箇所尠からず、從て工事件數六十九件、施行箇所百九箇所の多きに及び、而して工事種別は土留工最も多く四十四件五十九箇所(内大谷石積工四十二件五十四箇所此の面坪八百九坪〇九、間知石積工一件三箇所此の面坪三十八坪、コンクリート工一件二箇所此の面坪十七坪一)にして其の他は盛土工十件二十三箇所、假下水十件十一箇所、切土工五件十六箇所なり。工事著手は大正十五年一月本郷區金助町三十九番、四十番、四十一番の土留工最初とし、それより建物移轉の進捗に伴ひ順次各種工事を施行せり、而して幹線第四十四號兩側の内弓町一丁目及元町地内の工事は、幹線第四十四號工事と同時に施行するを便宜とせる結果、廣範圍に亘る箇所を殆ど同時に著手せると、補助線第九十八號西側工事も道路工事の關係上道路工事と同時に施行せる爲、工事一時に輻輳し且施行箇所廣汎に亘り一件數千圓を要したる工事多かりしとに因り、設計並監督等に豫想外の苦心を要したり、然れ共工事は逐次進捗し昭和三年六月本郷區元町二丁目六十六番の土留石垣工事を最後とし、六十九件の工事を全部完了したり、之に因る宅地造成完了總面積は一萬五千六百六十七坪三合六勺なり、今其の工事狀況を見るに左の如し。

工事種別	工事件數	工事箇所數	量	金額
假下水	一〇	二	三三九・九〇 ^間	三、〇五・一〇 ^円
土留工	四	五	八四・二九 ^{間坪}	二七、三九・七二
盛土工	一〇	三	九二・六九 ^{立坪}	七、九四・五三

第二十八地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十八地區 乙 建物其の他の工作物移轉

切	土	工	五	一六	立坪 三〇六・四五	二、一四五・一五
計			六	一〇三	一	四〇、四四・四八

五四

備考 工事は全部請負工事なり。

第六章 墳墓移轉

本地區に於て整理を要したる墓地は、本市所有元寺院境内共葬墓地二筆此の總面積四百九十七坪一合にして、之に所在する墓碑千六百九十五基なり。

前記墓地の内一般宅地の換地又は公共用地となりたる面積二百七十二坪六合にして、之に所在し移轉を要したる墓碑七百九十基なり。

昭和二年七月より墓碑其の他の現地調査に著手、其の調査に基き移轉料の算定を爲し、三念寺墓地は同年九月、昌清寺墓地は翌三年三月墓地管理人と協議を遂げ、前者は昭和二年十一月迄に、後者は同年六月迄に夫々墳墓を移轉するの契約を締結したり、之に要したる移轉料の總額は一萬六千九百九十三圓二十七錢、内國負擔額一萬三千四百二十八圓六十八錢、市負擔額三千五百六十四圓五十九錢にして、其の支拂は昭和三年九月迄に全部之を了したり。

前記契約及移轉完了豫定年月日並移轉料を管理寺院別に示せば左の如し。

管理寺院名	要移轉 墓碑基	埋葬	契約年月日	移轉完了	移	轉	料
-------	------------	----	-------	------	---	---	---

其の支拂は昭和三年九月迄に全部之を了したり。
前記契約及移轉完了豫定年月日並移轉料を管理寺院別に示せば左の如し。

管理寺院名	要移轉 墓碑基 數		契約年月日	移轉完了 豫定年月日	移轉料				
	埋葬 靈數	七五			墳墓	工作物	雜費	計	一基當
昌清寺	一	七五	昭和三、三、三	昭和三、六、二	二、七三・六〇	一一〇・九	六九〇・九〇	三、五四・五九	二〇・〇三
三念寺	六三	四、一六九	同 二、九、七	同 二、二、〇	二、〇四・六〇	一三九・六	二、二四・九二	一三、四八・六	二・九四
計	七九〇	四、九四	—	—	三、八八・二〇	二四九・五	二、九五・八三	一六、九三・二七	二・五

墳墓の移轉は前表に示すが如く三念寺墓地は昭和二年十一月迄に、又昌清寺墓地は同三年六月迄に完了する豫定なりしが、各墓地とも無縁墳墓多く改葬手續に意外の日子を要し、之が爲移轉工事遅延するの止むなきに至り、三念寺墓地は昭和二年十二月、昌清寺墓地は同三年九月に至り漸く之を終へたり、尙以上墳墓の内三念寺墓地所在のものは本市多磨墓地に、昌清寺墓地所在のものは同寺の設けたる特設墓地に移轉したり。

丙 地下埋設物其他工作物整理

第一章 概 説

本地區は廢道少かりし爲比較的大工事並整理數量少く工事は順調に進捗したり、而して工事施行上特記すべきは當時未だ代用管線に關する取扱細則決定せざりし爲之が取扱上種々煩雜を重ねたることあり、又補助線街路第八號中湯島五丁目地先(順天堂病院前)の二十四吋水道鐵管切廻工事及本郷三丁目地先電車通に於ける百五十耗水道丁字管撤去工事は夜間斷水の上工事を施行し、殊に後者は電車軌道下なる爲頗る困難を極め意外の日子を要したること等なり。

本地區に於ける工事數量は本枝管線處理電柱六百七十五本、管線路一萬二千九百八十五間三、其の他百六十六箇所(一地區集計電柱三百二十七本、管線路一萬六千一百一十一間九、應急整理一工事電柱四十本、管線路三百四十一間八、其の他百六十四箇所、假本整理電柱三百八本、管線路二千五百八十一間六、其の他二箇所)及私有管線處理五千九百七十七件にして、内道路占用の許可又は承認を爲したる要求工事八百九十八件、内道路後修を要したるもの百三十三件なり、之を事業別に見るに水道工作物管線路二千二百四十七間八、其の他二千七十二件及百四十七箇所整理費六萬千三百三十圓二十六錢、市電工作物電柱四百七十四本、管線路三千二百五十五間三、其の他千七百六十七件及十六箇所整理費四萬三千四百九十三圓七十七錢、東電工作物電柱百八十一本、管線路十二間五、其の他九百六十六件整理費一萬九千七十六圓二十九錢、瓦斯工作物管線路七千四百六十九間七、其の他千二百三十一件及三箇所整理費五萬六千七百六十一圓五十九錢、電話一件整理費百九十五圓七十錢、文部省電柱二十本整理費百五十八圓三十錢なり、而して本地區に於ける整理費は總計十八萬八百十五圓九十一錢にして、内私有管線の十萬千七百八十九圓六十四錢を最高とし、一地區集計の五萬千四百一十一圓十五錢之に次ぎ、其の他は假本整理、應急整理一

工事、道路後修の順序なり、是等の工事並支拂狀況を示せば左の如し。

九錢、瓦斯工作物管線路七千四百六十九間七、其の他千二百三十一件及三箇所整理費五萬六千七百六十一圓五十九錢、電話一件整理費百九十五圓七十錢、文部省電柱二十本整理費百五十八圓三十錢なり、而して本地區に於ける整理費は總計十八萬八百十五圓九十一錢にして、内私有管線の十萬千七百八十九圓六十四錢を最高とし、一地區集計の五萬千四百一十一圓十五錢之に次ぎ、其の他は假本整理、應急整理一

工事、道路後修の順序なり、是等の工事並支拂狀況を示せば左の如し。

工事一覽

種別	市水道局		市電氣局		東京電燈株式會社		東京瓦斯株式會社		電 話		文 部 省		計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
一地區集計	一、五九二・一	一五、三〇一・八九	二、三五〇・三	六、一五八・九八	五六本	三、七〇六・〇三	六、二九六・六	一五、七七七・三三			二〇、〇六一・九	九、八六五・〇〇	三七本	四一、五四六・一五
電柱			二七本	六、一五八・九八									三本	九、八六五・〇〇
管線路			二、三五〇・三	一〇、五五六・九四	二〇本	三、七〇六・〇三	六、二九六・六	一五、七七七・三三			二〇、〇六一・九	九、八六五・〇〇	三本	四一、五四六・一五
應急整理	六二七	一、五四四・九一	二〇本	一、九八八・二二	二〇本	三、四一〇・七	一、五〇〇・一	一、九八八・二二					四〇本	四、四三九・一九
管線路			二〇本	一、九八八・二二	二〇本	三、四一〇・七	一、五〇〇・一	一、九八八・二二					四〇本	四、四三九・一九
電柱			二〇本	一、九八八・二二	二〇本	三、四一〇・七	一、五〇〇・一	一、九八八・二二					四〇本	四、四三九・一九
其他	一、四七	一、〇九・五八	一四ヶ所	一、三四・六一			三ヶ所	二四・四六					一六四ヶ所	一、二六八・六三
其他	一、四七	一、〇九・五八	一四ヶ所	一、三四・六一			三ヶ所	二四・四六					一六四ヶ所	一、二六八・六三
假本整理	五、四〇	三、二二・三五	一八三本	三、〇七五・九三	一〇五本	四、四七六・〇	一、〇〇〇・〇	一、三九八・六					三〇八本	七、三三三・八二
管線路			一八三本	三、〇七五・九三	一〇五本	四、四七六・〇	一、〇〇〇・〇	一、三九八・六					三〇八本	七、三三三・八二
電柱			一八三本	三、〇七五・九三	一〇五本	四、四七六・〇	一、〇〇〇・〇	一、三九八・六					三〇八本	七、三三三・八二
其他			二	六五・六八									二	六五・六八
假本整理			二	六五・六八									二	六五・六八
管線路			二	六五・六八									二	六五・六八
其他			二	六五・六八									二	六五・六八
私有管線	二、〇三	三、〇七三・〇四	一七七件	一、七二八・二五	九六六件	四、四七六・〇	一、三三二	三、七四〇・〇九	一件	一九五・七〇			五、九七七	一〇、七九六・六四
管線路			一七七件	一、七二八・二五	九六六件	四、四七六・〇	一、三三二	三、七四〇・〇九	一件	一九五・七〇			五、九七七	一〇、七九六・六四
電柱			一七七件	一、七二八・二五	九六六件	四、四七六・〇	一、三三二	三、七四〇・〇九	一件	一九五・七〇			五、九七七	一〇、七九六・六四
其他			一七七件	一、七二八・二五	九六六件	四、四七六・〇	一、三三二	三、七四〇・〇九	一件	一九五・七〇			五、九七七	一〇、七九六・六四
道路後修	一九	九三九・五一	四四本	一、〇一〇・八〇	三八件	五九五・〇四	五	二五・七三			二〇本	一、五八・三〇	一三三本	二、七九七・〇八
管線路			四四本	一、〇一〇・八〇	三八件	五九五・〇四	五	二五・七三			二〇本	一、五八・三〇	一三三本	二、七九七・〇八
電柱			四四本	一、〇一〇・八〇	三八件	五九五・〇四	五	二五・七三			二〇本	一、五八・三〇	一三三本	二、七九七・〇八
其他			四四本	一、〇一〇・八〇	三八件	五九五・〇四	五	二五・七三			二〇本	一、五八・三〇	一三三本	二、七九七・〇八
合計	二、二四七・八	六、一三〇・三三	一、七七一	四、四七六・〇	九六六	四、四七六・〇	七、四九七	一、五八・三〇	一	一九五・七〇	二〇	一、五八・三〇	五、九七七	一〇、八八五・九
合計	二、二四七・八	六、一三〇・三三	一、七七一	四、四七六・〇	九六六	四、四七六・〇	七、四九七	一、五八・三〇	一	一九五・七〇	二〇	一、五八・三〇	五、九七七	一〇、八八五・九

道路後修	進歩割合%	合計	進歩割合%	合計	進歩割合%	合計	進歩割合%	合計
100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100

國市負擔區分

種別	水道		市電		東電		瓦斯		電話		文部省		計
	國負擔	市負擔	國負擔	市負擔	國負擔	市負擔	國負擔	市負擔	國負擔	市負擔	國負擔	市負擔	
一地區集計	四、五九〇・五七	一〇、七二・三三	五、〇〇二・七七	二、六七三・一五	一、二二一・八一	二、五九四・二二	二、〇〇九・三三	四、七七八・九					一五、四三三・三四
	計	一五、三〇一・八九	計	二六、六五・九二	計	三、七〇六・〇三	計	一五、七七七・三三	計	一〇三・七九	計	一〇三・七九	五二、四二一・二五
應急整理一工事		二、六九四・四七		三、八三三・〇〇		二、六四一・二八		二、〇二二・五九					一一、一七〇・三四
	計	二、六九四・四七	計	三、八三三・〇〇	計	二、七四五・〇七	計	二、〇二二・五九	計		計	一五八・三〇	二二、二四一・三三
假本整理		三、二二・三五		四、七五九・八〇		四、一四七・六〇		一、五五九・八六					一三、五四三・九一
	計	三、二二・三五	計	四、七五九・八〇	計	四、一四七・六〇	計	一、五五九・八六	計		計		三六、六九六・七七
事業者拂		一五、七八三・二八		五、九九九・六一		一、四四六・一五		一五、五七七・七三					五、八四三・五二
	計	二〇、〇七二・八八	計	八、八四三・九二	計	二、三七四・九	計	二〇、六九二・三三	計		計		九〇、四〇〇・二九
現金補償(個人拂)		一、四三二・八四		九七三・一四		一、五六四・八九		五四八・五六					四、五〇九・四五
	計	一、七九四・〇四	計	一、四七二・五八	計	二、五五四・〇三	計	七四・五五	計		計		六、七三九・九〇
私有管線		三、二二六・八八		二、四四四・七二		四、二二八・九三		一、二七三・二三					二、二四九・三五
	計	一七、二〇六・二二	計	六、九二二・七五	計	三、〇二一・〇四	計	一六、〇七六・三三	計		計		四三、二〇六・二三
計		二二、八六六・九二		一〇、五五五・五〇		四、八七二・五一		二、三三三・七九					五八、五八三・四二
	計	三九、〇七三・〇四	計	一七、三三八・三五	計	七、八八二・五六	計	三七、四一〇・〇九	計	一九五・七〇	計		一〇一、七六九・四四

第二十八地區

丙 地下埋設物其他工作物整理

五九

第二十八地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

六〇

道 路 後 修	計	
	國負擔	市負擔
市負擔	九三九・五二	一、〇〇・八〇
國負擔	二、七六・六九	一、九五・五二
合 計	三、七〇・二一	二、九〇・三二
支拂未濟	—	—
計	二、七九・七三	二、八〇・三二

年度別工事費支拂進捗状況

種 別	年度別工事費支拂進捗状況					支拂未濟	計
	大正十四年	大正十五年 昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年		
一 地 區 集 計	—	—	六、〇八一・七三	二、四六八・九一	二、九六七・四九	—	五、四一・二五
應 急 整 理 一 工 事	—	—	一、八七・五九	六、一二・七七	六四五・一〇	—	一、二七四・二三
假 本 整 理	—	—	七〇・三三	一、九六・四七	二、四七・三〇	—	三、一三・五九
私 有 管 線	二七・八八	三五六・七三	二、〇二・〇二	四、六四・元一	二、八四・二七	五八・〇八	一〇、七九・六四
道 路 後 修	—	—	—	三二・〇四	一、四四・〇一	九・三七	二、七七・〇八
計	二七・八八	三五六・七三	四、〇二・五五	一、三〇・七三	八、〇九・六六	四、八二・〇九	一八〇、八二・九一
進 捗 歩 合 %	—	—	—	—	—	—	一〇〇

第二章 本枝管線處理

第一節 應急整理一地區集計

本地區に於ける當初契約數量は電柱二百九十五本、管線路九千四百三十七間七及之に關係せる各種工作物にして此の整理費五萬四千七十三圓八十四錢なり、而して假契約は水道工作物に關し大正十五年四月二十一日締結したるを、工事は市電工作物に關し同年五月二十日著手したるを、本契約は水道工作物に關し昭和二年十二月二十一日締結したるを各最初としそれより逐次各事業者と契約を締結し工事を施行したり、其の事業者別契約並工事狀況を示せば左の如し。

事業者	假契約年月日	本契約年月日	工事著手年月日	工事竣功年月日
市水道局	大正 五、 四、 三	昭和 二、 三、 三	昭和 二、 一、 六	昭和 四、 三、 一
市電氣局	大正 五、 四、 七	昭和 三、 二、 九	大正 一五、 五、 二〇	昭和 五、 二、 七
東京電燈株式會社	大正 五、 六、 二四	昭和 三、 三、 五	大正 一五、 七、 五	昭和 四、 二、 一八
東京瓦斯株式會社	大正 五、 六、 二七	昭和 三、 三、 六	大正 一五、 六、 二	昭和 五、 三、 二

工事施行中設計變更を爲したる件數五十八件ありたる結果整理數量に於ては増加したるも、工作物の種類其の他の關係上工事費に於ては二千六百六十二圓六十九錢の減額を爲せり、其の設計變更狀況を示せば左の如し。

種別	電		柱		管線		計
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	
當初契約	二九五 ^本	九,〇三三・三五 ^円	九,四三七 ^間	四五,〇四一・四九 ^円	五四,〇七三・八四 ^円		
設計變更後(精算)	三七	九,八五五・〇〇	一〇,〇六一・九	四一,五四六・一五	五二,四二一・二五		
差引増△減	三	八三三・六五	六四二・二	三,四九五・三〇	二,六三三・六九		

尙工事並支拂狀況等を示せば左の如し。

工事進捗狀況

年度	電		柱		管線		計	歩合%
	數量	金額	數量	金額	數量	金額		
大正十五年	五 ^本	一,八四〇・二二 ^円	一,五一一・〇 ^間	六,九六五・七二 ^円	八,八〇五・八三 ^円		一七	
昭和二年	三三	六,八四四・四四	四,二〇六・六	一八,四八七・〇九	二五,三三三・五三		四九	
昭和三年	二〇	四五五・七六	二,九六一・五	八,四七五・三五	八,九三三・二一		一八	
昭和四年	二六	七四・六八	一,三三二・八	七,六八・〇〇	八,三四二・六八		一六	
計	三七	九,八五五・〇〇	一〇,〇六一・九	四一,五四六・一五	五二,四二一・二五		一〇〇	

昭和四年	二六	七四・六	一五・八	七六・〇〇	八四四・六八
計	三七	九八五・〇〇	一〇〇六一・九	四、四四六・一五	一五、四二一・一五
					一〇〇

支拂狀況

年	年度	國負擔	市負擔	計	歩合%
昭和二年	二	一、八四・五二	四、五七・二〇	六、〇八一・七二	三
昭和三年	三	六、九四八・九〇	一六、二四・一〇	二三、一六三・〇〇	四五
昭和四年	四	七四〇・六九	一、七六・二九	二、四六八・九八	五
昭和五年	五	五、九〇九・二四	一三、七八・二二	一九、六九七・四六	三六
計		一五、四三三・三五	三五、九七・八〇	五二、四一一・一五	一〇〇

負擔別對照

負擔區分	潰地面積比率%	市水道局		市電氣局		東京電燈株式會社		東京瓦斯株式會社		計			
		契約金額	精算金額	契約金額	精算金額	契約金額	精算金額	契約金額	精算金額	契約金額	精算金額		
國負擔 幹線街路費	五、八三九・九四	三〇	四、六二四・五五	四、五九〇・五七	五、〇一〇・七二	三、〇〇六・四三	五、〇〇三・七二	一、二三三・三一	一一、二八一	五、四七三・五五	四、七八・二〇	三、二五二・五五	九、二五四・〇一
補助線街路費	三、五三三・三二	一八	二、七四・七三	二、七五四・三四	三、〇〇六・四三	六六八・〇一	六六七・〇八	三、二四・二三	二、八三〇・九二	九、七三三・〇〇	九、二五四・〇一	九、二五四・〇一	九、二五四・〇一
土地整理費	八、九九二・三四	四七	七、三四五・二三	七、一九一・八九	七、八五〇・二二	七、四四・三三	七、四二・八三	八、五七五・二三	七、三九一・八四	二五、四一四・七三	二五、四一四・七三	二五、四一四・七三	二五、四一四・七三
市負擔 小公園費	九〇〇・〇〇	五	七七〇・七六	七六五・〇九	八三三・二二	八三三・二二	八三三・二二	九二・三六	七六六・三六	二七〇三・七〇	二、五七〇・五四	二、五七〇・五四	二、五七〇・五四
合計	一九、二五五・五九	一〇〇	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三	一〇、四一五・七三

補償金對照

工種	市水道局		市電氣局		東京電燈株式會社		東京瓦斯株式會社		計	
	契約金額	精算金額	契約金額	精算金額	契約金額	精算金額	契約金額	精算金額	契約金額	精算金額
既設工作物と整理工作物と一致せる部分	七、八四一・八七	七、五七二・二四	二、二六九・三三	二、二九三・七六	三、九五・五一	三、三九〇・三	一、四五五・九四	一、四〇一・〇五	三六、八五二・六四	三三、五四〇・九八
過不足分(一致せざる部分)	五、五八四・九一	五、六六五・五六	二、八〇・四七	五、〇二八・五三	二、九・五六	一一・七三	一、四一三・五三	二、四一〇・五四	九、九七八・四七	一三、二七・三四
累計する分	一、〇四三・九六	一、一三八・七六	五四・三〇	三〇・五〇	七六・五一	六八・九九	一、六七〇・五	一、八六・一三	二、〇一七・三	三、三四・三七
小計	四、四七〇・四	四、三三三・四	一、五八・三九	一、六五三・七六	三、五九・五六	三、五〇〇・七四	一、六六六・五三	一、五七二・七二	四九、六三三・八三	四八、八二・九六
附帶工事分(假工事を含む)	九四四・四三	九七〇・四三	一、五八・四〇	三三三・一五	三九・五五	二五・二八	一、六五八・六五	二九・六一	四、四四一・〇三	一、五八・四七
補償額計	二五、四一五・一七	二五、一〇一・八九	一六、四〇一・三九	一六、六五五・九三	三、七一一・三三	三、七〇六・〇二	一八、二四五・一七	一五、七七・三三	五〇、〇七三・八六	五二、四二・二六

第二節 應急整理一工事

本地區に於ける應急整理一工事は件數八十七件整理費一萬千二百七十四圓十三錢にして、大正十五年十二月二十一日市水道局關係工作物の整理に著手したるを最初とし、それより逐次各種工事を施行せり、之を事業者別に見るときは市水道局十三件金額二千六百九十四圓四十七錢、市電氣局三十五件金額三千八百二十二圓、東京電燈株式會社十八件金額二千七百四十五圓七錢、東京瓦斯株式會社二十一件金額二千十二圓五十九錢なり、其の工種別及工事並支拂狀況を示せば左の如し。

工事種別

水道市電瓦斯計

工事進捗状況

年 度	電 柱		管 線 路		其 の 他		計	歩 合 %
	數量	金 額	數量	金 額	數量	金 額		
大正十五年	八本	一、三六・三	三・七	六七・六	一九	一四・三	二、四七・九	八
昭和元年	三	一、六八・九	二八・九	四、八八・三	一五	一、〇三・三	六、九八・六	三
昭和三年	五	一、〇四・〇	二八・二	六〇・三	六	六八・〇	一、七二・九	六
昭和四年	五	三三・七	一	一	四	二五・〇	三〇・八	三
昭和五年	一	一〇三・九	一	一	一	一	一〇三・九	一
計	四〇	四、四九・九	四一・八	五、五七・三	一六	一、二六・三	一一、二四・三	一〇〇

支拂状況

年 度	國 負 擔		市 負 擔		計	歩 合 %
	數量	金 額	數量	金 額		
昭和二年	一	一、八七・五	一	一、八七・五	一、八七・五	一七
昭和三年	一	六、一二・七	一	六、一二・七	六、一二・七	四
昭和四年	一	六四五・〇	一	六四五・〇	六四五・〇	六
昭和五年	一	二、五四・九	一	二、五四・九	二、六八・七	三
計	四	一〇三・九	四	二、一七〇・四	二、二七四・三	一〇〇

昭和三十四年	昭和三十五年	昭和三十六年
101,710	103,710	101,710
11,140,130	11,140,130	11,140,130
100	100	100

第三節 假本整理

本地區に於ける假本整理工事は件數四十三件整理費一萬三千五百四十三圓九十一錢全部市負擔にして、昭和二年四月二十六日東京電燈株式會社關係工作物の整理に著手したるを最初としそれより逐次各種工事を施行せり、之を事業者別に見るときは市水道局一件金額三千百二十一圓三十五錢、市電氣局二十四件金額四千七百五十六圓八十錢、東京電燈株式會社十六件金額四千四百七十七圓六十錢、東京瓦斯株式會社一件金額千三百五十九圓八十六錢、文部省一件金額百五十八圓三十錢なり、其の工種別及工事並支拂狀況を示せば左の如し。

工事種別

種別	水道		市電		東電		瓦斯		文部省		計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
交通 障通	電柱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
支障	電柱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	電柱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	管線路	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
電柱	計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第二十八地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

十九間八三四、掘鑿面坪千七百二十七坪七六五、小掘鑿七百九十二件其の延長千百五十三間二三三、掘鑿面坪三百六十二坪二三九なり、其の事業者別許可又は承認状況を示せば左の如し。

年	大 掘 鑿		小 掘 鑿		計				
	件數	延長	件數	延長	件數	延長			
昭和二年	市水道局	三	六八・八〇〇	一九〇	三八・〇〇〇	二二・〇〇〇	二〇三	一、〇七・八〇〇	三七八・一四三
	市電氣局	一	一八・〇〇〇	二	七・〇〇〇	二・〇一三	三	一五・〇〇〇	七・四二三
	東京電燈株式會社	三	一五・五〇〇	一	—	—	三	一五・五〇〇	八八・三〇〇
	東京瓦斯株式會社	四	一五・二〇〇	五七	六九・四〇〇	二七・五〇〇	五二	八〇九・六〇〇	一五・五八〇
	計	四	一、〇〇・五〇〇	七九	一、〇三・四〇〇	三三・五三六	七八	二、〇七・九〇〇	七六・四三六
	市水道局	三	一一・八六〇	二	一七・五〇〇	五・七七六	四	一三・三六〇	五・三九八
	市電氣局	一七	八八・三〇〇	—	—	—	一七	八八・三〇〇	二六九・六五〇
	東京電燈株式會社	八	四九・〇〇〇	—	—	—	八	四九・〇〇〇	二二・六〇〇
	東京瓦斯株式會社	八	二三八・八〇〇	六	八〇・〇〇〇	二四・二五〇	六	三三八・八〇〇	九九・四〇〇
	計	三六	一、三〇・九七〇	七三	九七・五〇〇	二九・九三六	一〇七	一、三八・四七〇	四九〇・〇八
昭和三年	市水道局	—	—	二	二・三三三	〇・七七七	二	二・三三三	〇・七七七
	市電氣局	七	二九・六六四	—	—	—	七	二九・六六四	六六・九九三
	東京電燈株式會社	八	一一・二六〇〇	—	—	—	八	一一・二六〇〇	四六・三〇〇
	東京瓦斯株式會社	六	六三・六二・一〇〇	—	—	—	六	六三・六二・一〇〇	八〇〇・四一〇
	計	一三	一〇四・五三〇	二	二・三三三	〇・七七七	一五	一〇七・一三四	九一四・四八〇
	市水道局	—	—	—	—	—	—	—	—
	市電氣局	七	二九・六六四	—	—	—	七	二九・六六四	六六・九九三
	東京電燈株式會社	八	一一・二六〇〇	—	—	—	八	一一・二六〇〇	四六・三〇〇
	東京瓦斯株式會社	六	六三・六二・一〇〇	—	—	—	六	六三・六二・一〇〇	八〇〇・四一〇
	計	二二	一〇四・五三〇	—	—	—	二二	一〇四・五三〇	九一四・四八〇
昭和四年	市水道局	一六	七九・六六〇	二〇	四七・八三三	二八・五五五	二九	一、〇五・四九三	四三・三二八
	市電氣局	二五	九七・五九四	二	七・〇〇〇	二・〇一三	二七	九八・九七四	三三・〇五六
	東京電燈株式會社	六	六三・六二・一〇〇	—	—	—	六	六三・六二・一〇〇	八〇〇・四一〇
	東京瓦斯株式會社	八	一一・二六〇〇	—	—	—	八	一一・二六〇〇	四六・三〇〇
	計	二二	一〇四・五三〇	二	二・三三三	〇・七七七	二四	一〇七・一三四	九一四・四八〇
	市水道局	一六	七九・六六〇	二〇	四七・八三三	二八・五五五	二九	一、〇五・四九三	四三・三二八
	市電氣局	二五	九七・五九四	二	七・〇〇〇	二・〇一三	二七	九八・九七四	三三・〇五六
	東京電燈株式會社	六	六三・六二・一〇〇	—	—	—	六	六三・六二・一〇〇	八〇〇・四一〇
	東京瓦斯株式會社	八	一一・二六〇〇	—	—	—	八	一一・二六〇〇	四六・三〇〇
	計	二二	一〇四・五三〇	二	二・三三三	〇・七七七	二四	一〇七・一三四	九一四・四八〇

本地区に於ける非要求工事は千二百五十七件其の延長九千八百三十二間七六五、掘鑿面坪三千百三坪一〇二にして、之を事業者別に見るときは市水道局百五十五件其の延長二千四百八十間七九九、掘鑿面坪七百七坪五〇四、市電氣局三百十五件其の延長五千百三間一三六、掘鑿面坪千六百八十六坪二三一、

東京電燈株式會社十一件其の延長四十五間、掘鑿面坪二十坪八、東京瓦斯株式會社七百七十六件其の延長二千二百三間八三、掘鑿面坪六百八十八坪五六六なり、尙之を類別すれば大掘鑿百三十七件其の延長七千八百九十八間七九一、掘鑿面坪二千四百九十五坪三二六、小掘鑿千二百二十件其の延長千九百三十三間九七四、掘鑿面坪六百七坪七七六なり、其の事業者別許可又は承認狀況を示せば左の如し。

年	度	大掘鑿		小掘鑿		計	
		件數	延長	件數	延長	件數	延長
昭和二年	市水道局	三	二五・〇〇〇	七	一六三・八三三	七	一八八・八三三
	市電氣局	一〇	一四八・四五〇	一七	四三・〇〇〇	二七	一九一・四五〇
	東京電燈株式會社	二	一〇・〇〇〇	一	—	二	一〇・〇〇〇
	東京瓦斯株式會社	一	三〇・〇〇〇	五九	八四〇・三七二・〇九五	五七〇	八七〇・三七二・〇九五
	計	一六	三三三・四四〇	六〇	一、四七・一五〇・三七・七七	六六六	二、一七〇・六〇〇
	市水道局	三	三二・〇四三・三〇〇	五	二二・三五〇〇	六二	二、二五六・八〇〇
	市電氣局	六〇	二、五八・四三〇	八七	一六八・五〇〇	一四七	二、七〇六・九三〇
	東京電燈株式會社	六	一九・〇〇〇	一	—	六	一九・〇〇〇
	東京瓦斯株式會社	二	八八・〇〇〇	一七五	三、七三・三三三	一七七	三、八二一・三三三
	計	七五	三、四八・七〇〇	三三二	七、〇九・三三三・三四・九三	三九七	一〇、五八・〇三三
昭和三年	市水道局	一	一五・〇〇〇	一五	二〇・二六	一六	三五・二六
	市電氣局	四五	二、〇九・七二二	六	一〇八・四五	一四二	二、二〇四・七六
	計	四六	二、二四・七二二	三〇	一二八・七一〇	一七六	二、三七二・四九二

第二十八地區 丙 地下埋設物其他工作物整理



第二十九地區

瓦 電	
計	纜
管 電	東 市
線	
路 柱 斯 電 電	
二一、三二〇・〇六 間 一三〇本	五、五六一・七七〇 間 一三・六〇〇
三、四七五・三四 間 一〇本	九一三・五二〇 間 一
一、五八七・二五六 間 一	四・一五六 間 一
一五、九四六・一〇六 間 二五〇本	六、四七九・四四六 間 一三・六〇〇
	六、四〇八・九八〇 間 一五〇本

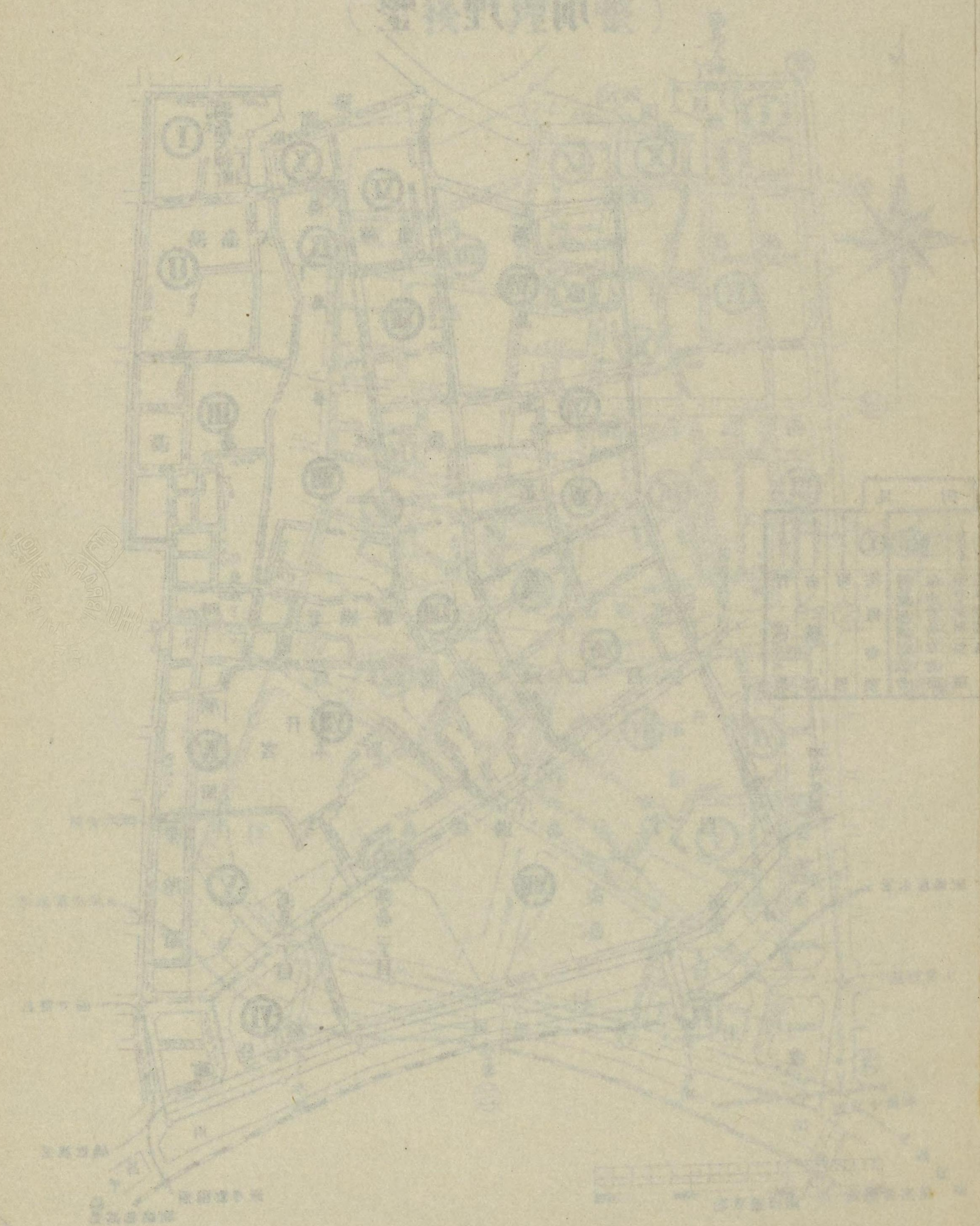
電 水	
柱	
東 市	
電 電 道	
二、三三二・九五〇 間 一三本 七本	六九・〇一〇 間 一三本 七本
	一六三・二一〇 間 一 一
	三、〇四四・〇八〇 間 一三六本 一四本

第二十九地區

第二十次紙圖

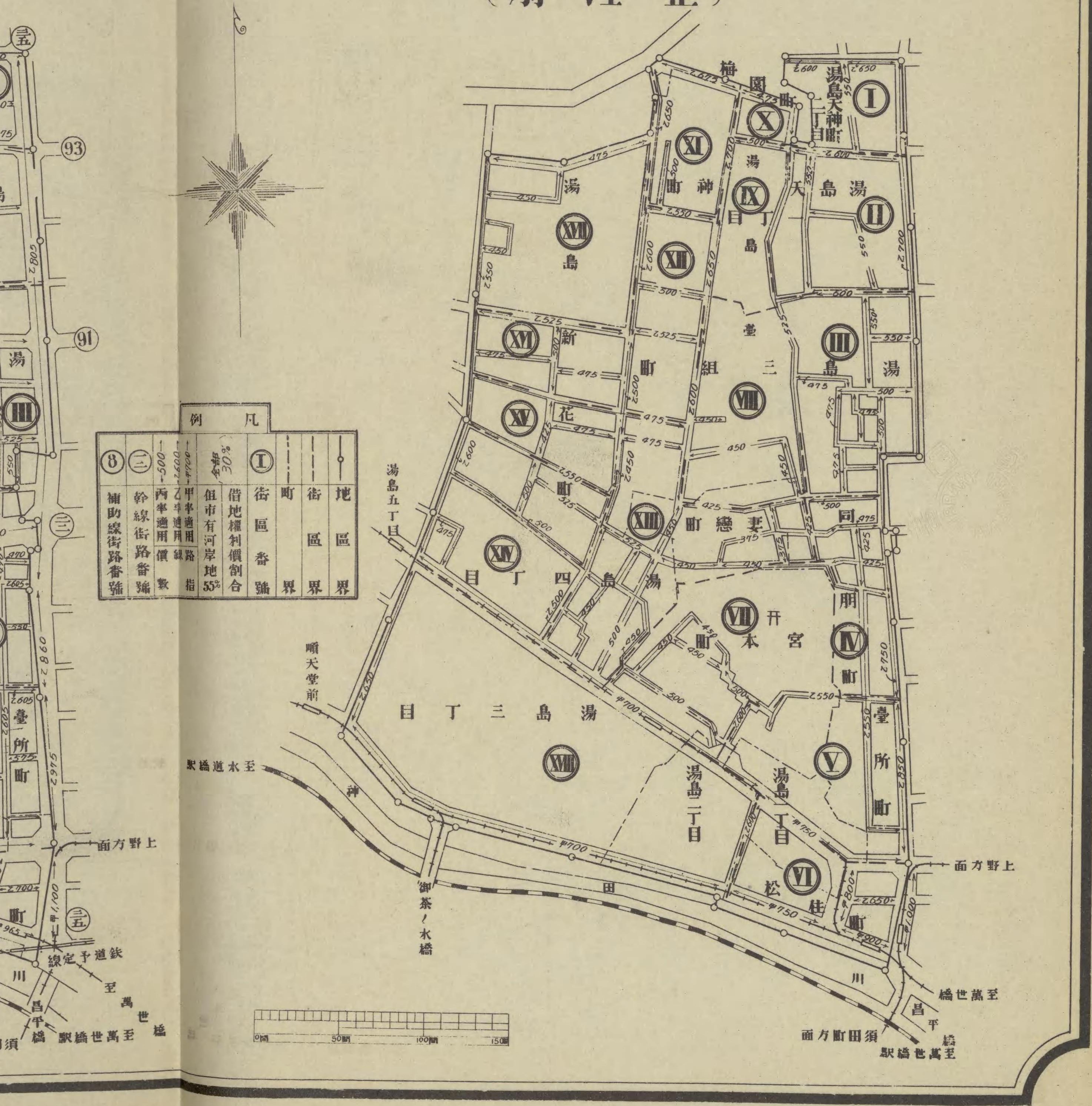
蘇州府城圖

(整頓前狀)

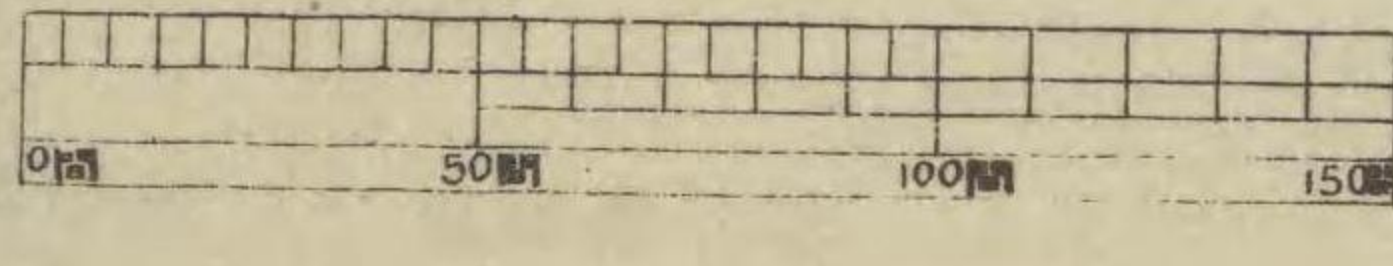


第二十九區整理前圖

(整理前)



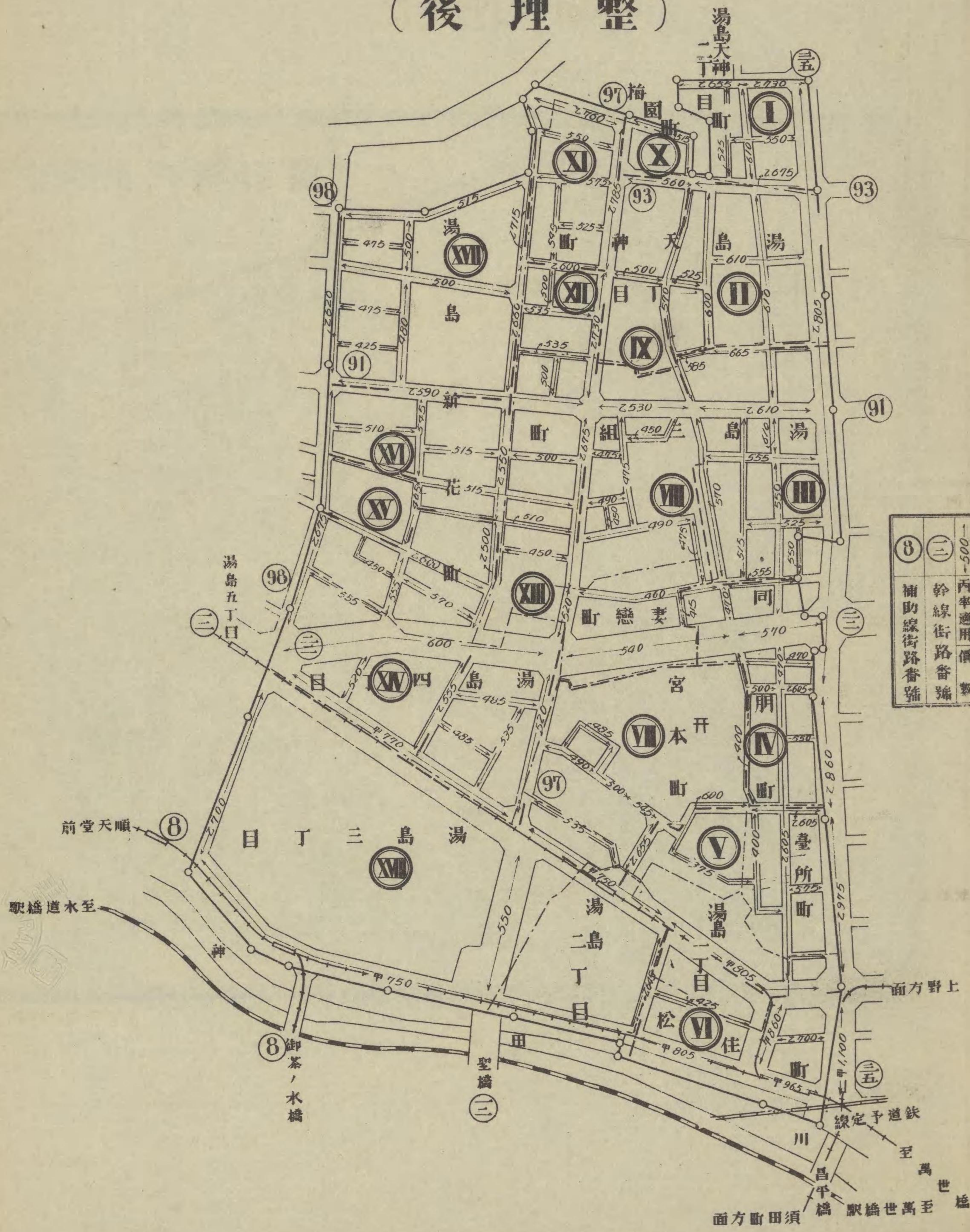
例 凡	
⑧	補助線街路番號
②	幹線街路番號
⑤	丙申適用價數
⑥	甲申適用路指
⑦	乙申適用路指
⑩	借地權利價割合
⑪	借地有河岸地55%
⑫	街區番號
⑬	町界
⑭	街區界
⑮	地區界



圖况概後前理整區地九十二

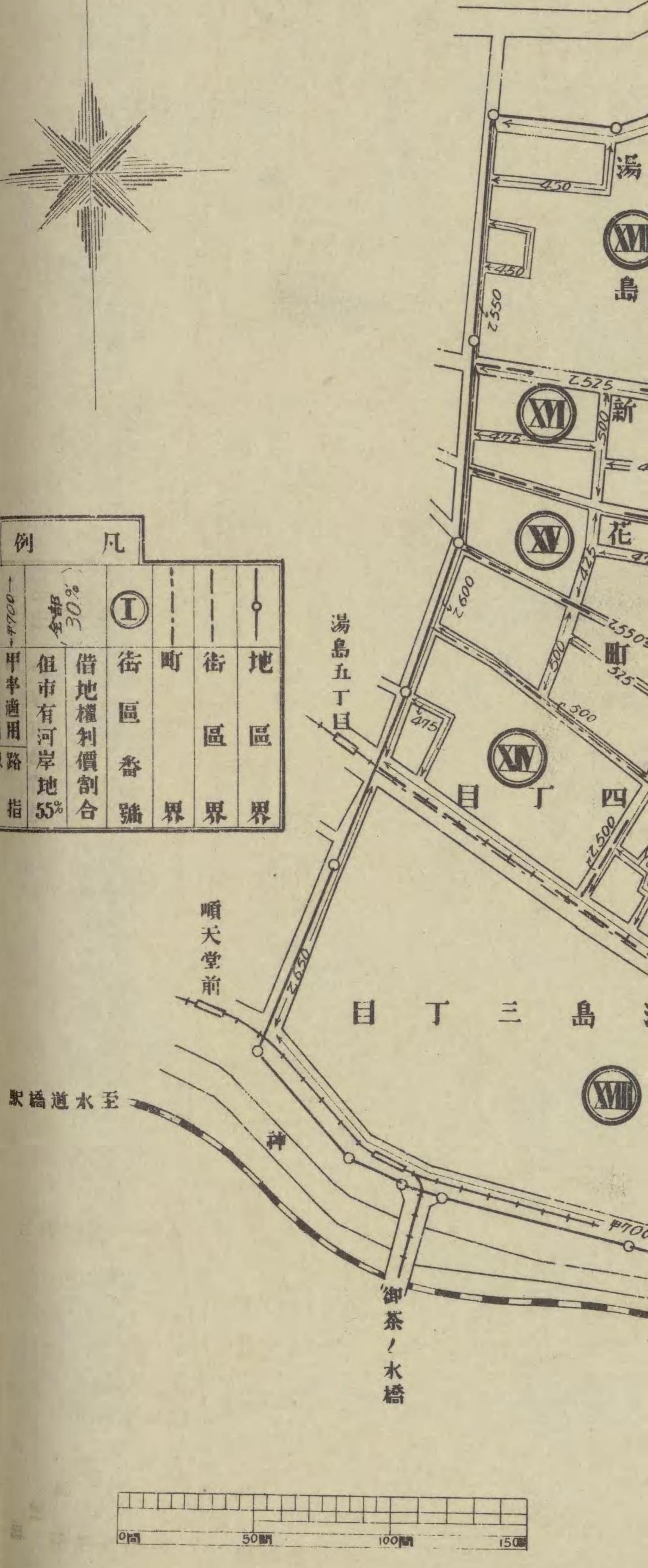
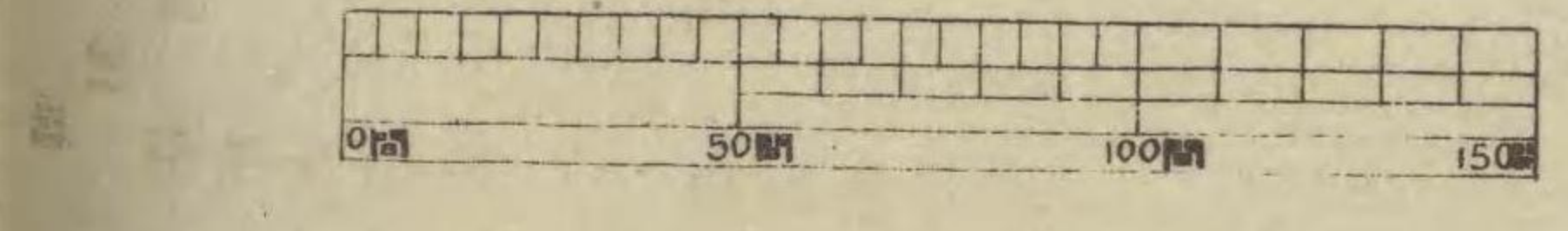
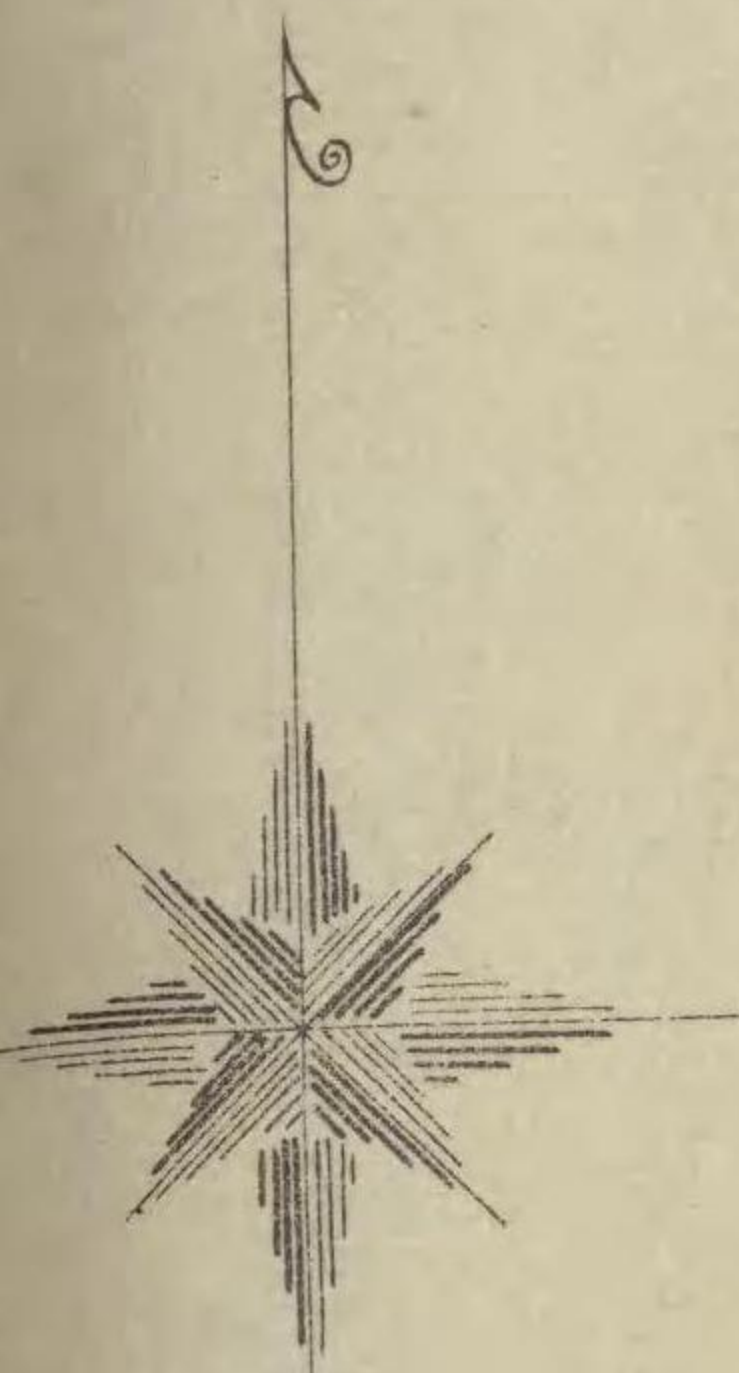
(後理整)

(前)



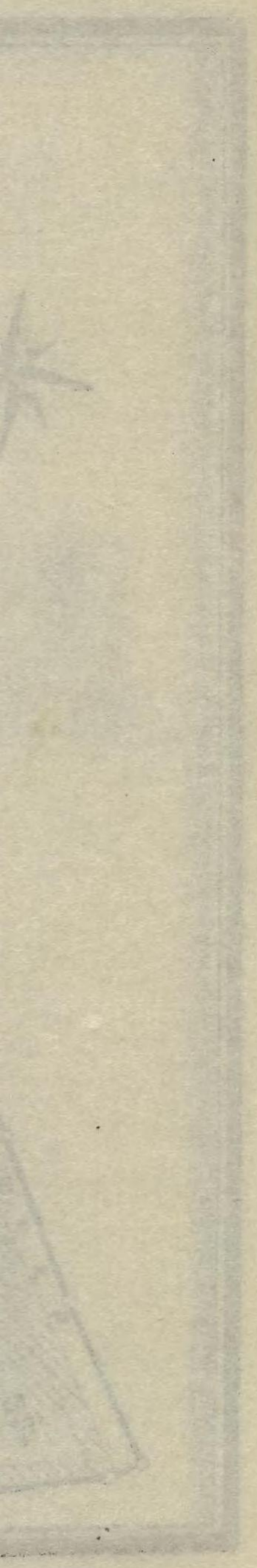
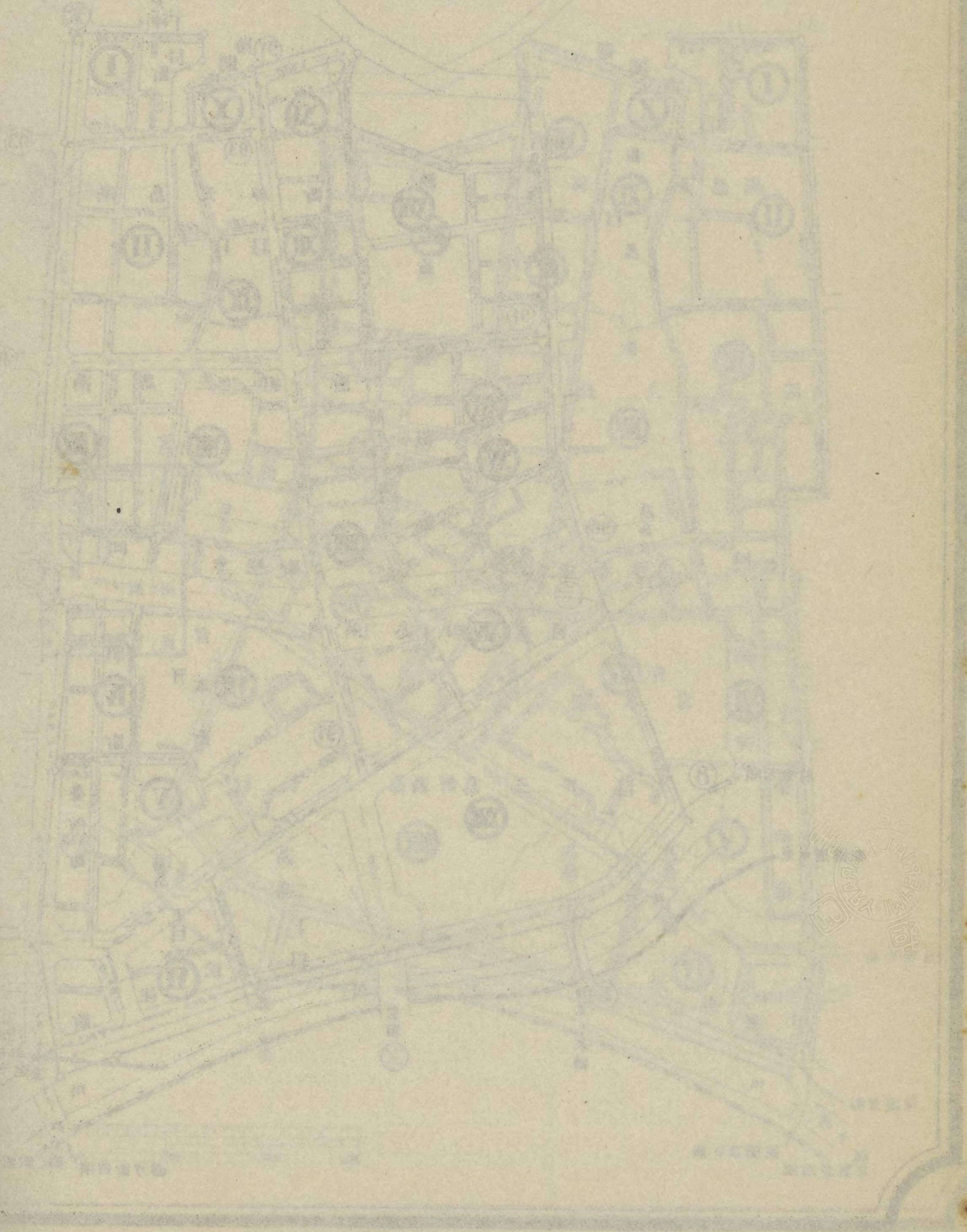
例凡

⑧	②	①	①	①	①	①	①
補助線街路番號	幹線街路番號	兩半適用價敷	甲半適用路指	乙半適用路指	借地權利價割合	街區番號	街區界
					但市有河岸地55%		地區界

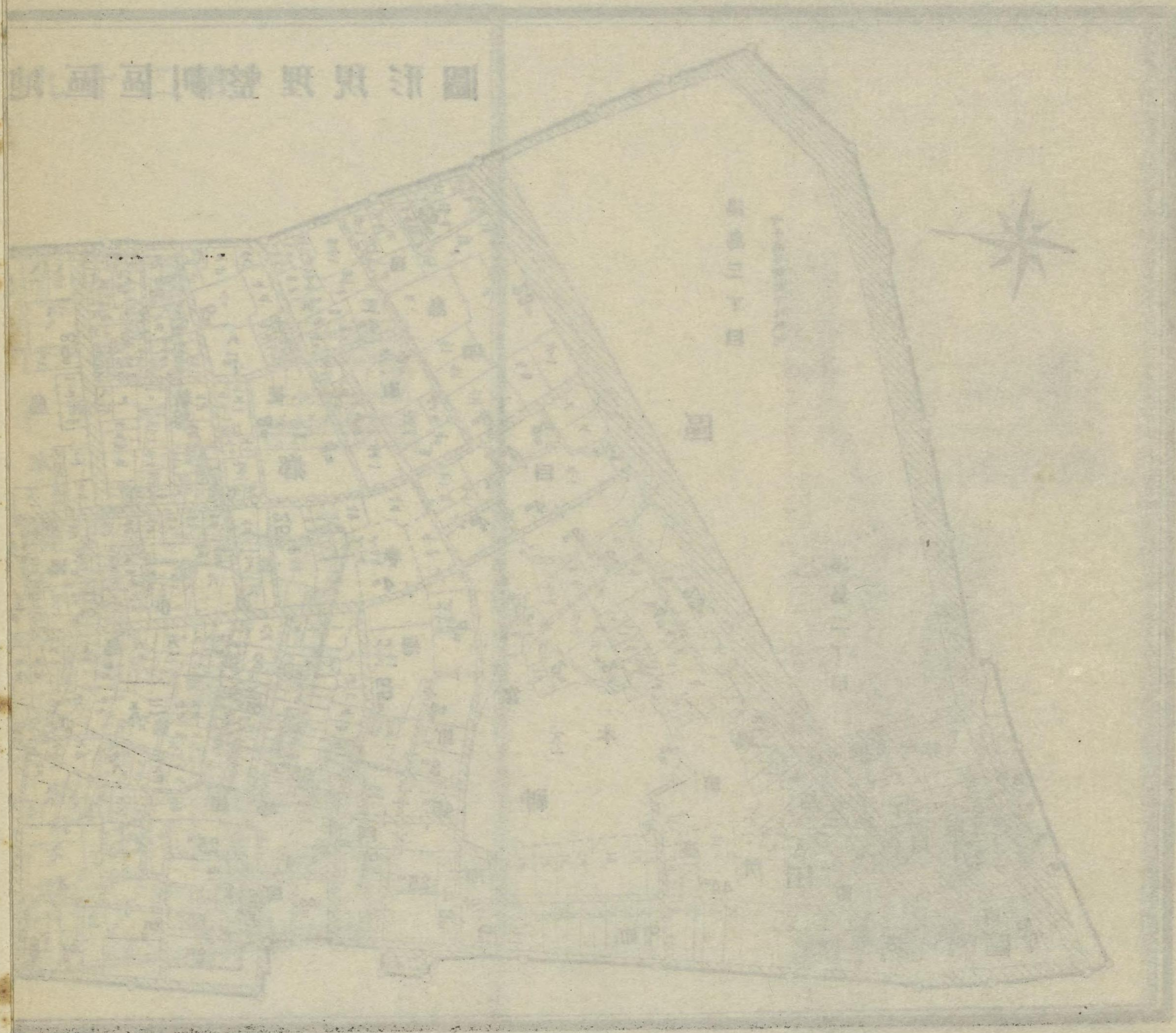


第 一 圖 地 圖 繪 法

(繪 法 詳 見)



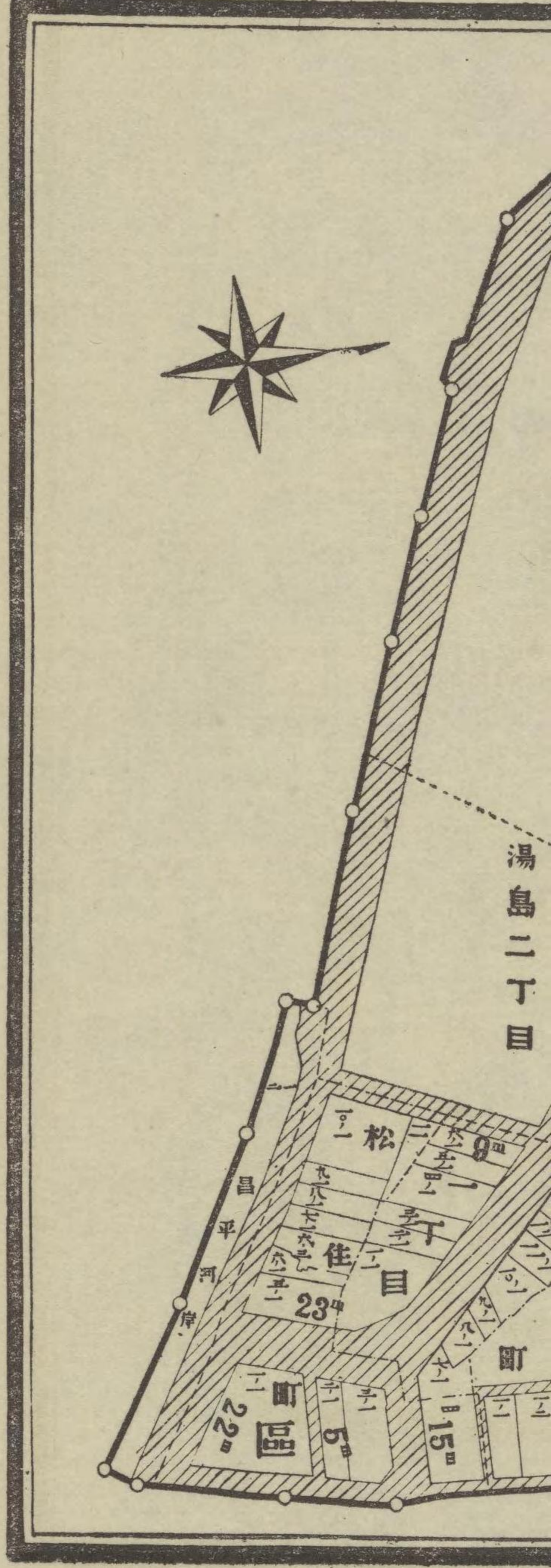
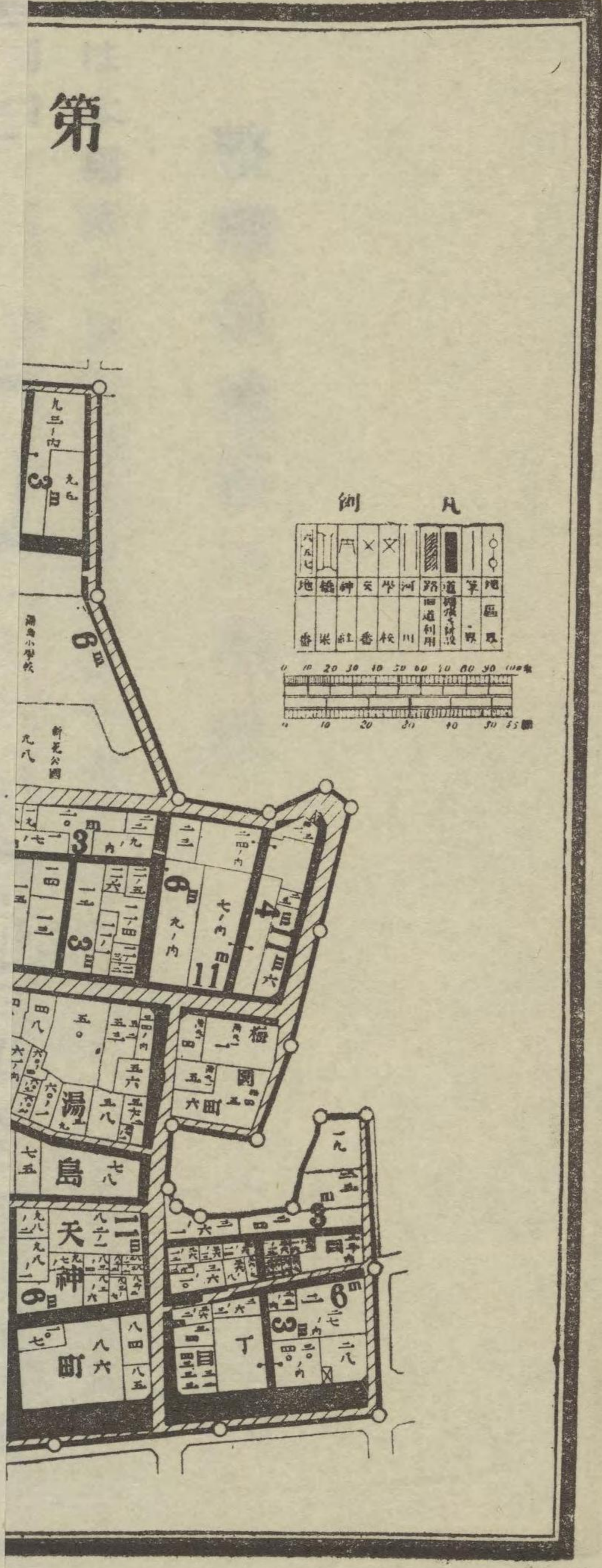
圖說博覽世界圖



圖說博覽世界圖

(卷一)





圖形現理整劃區區地九十二第



例 凡

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

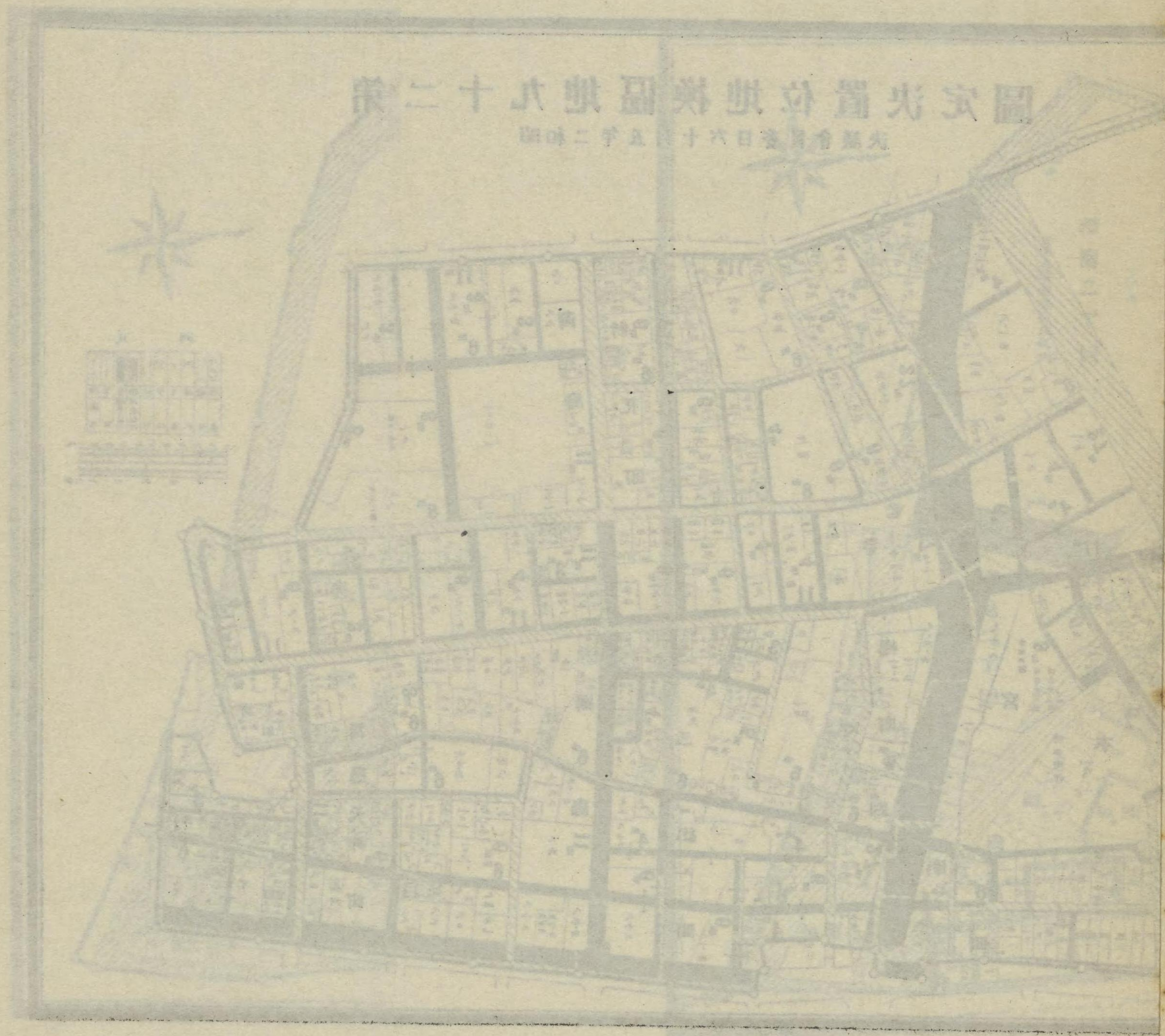
例 凡

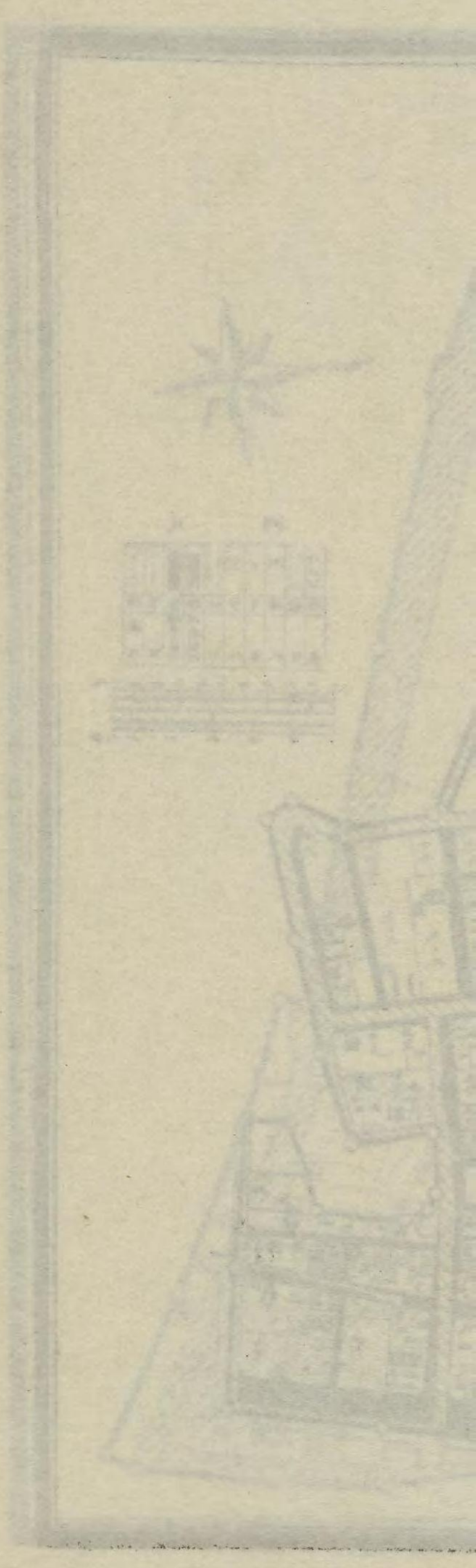
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100



整理前地区の概況





整理前地區の概況

本地區は本郷區の東南部及神田區の西北部に跨り、本郷區湯島一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、妻戀町、湯島三組町、湯島新花町、湯島梅園町の一部、湯島天神町一丁目、同二丁目の一部、神田區宮本町、同朋町、臺所町、松住町、昌平河岸、末廣町の一部を包括し、北は區劃整理區域外本郷區切通坂町、湯島天神社に、東は第三十地區内神田區五軒町、末廣町、金澤町、旅籠町に、南は神田川を隔て、第六地區内神田區東紅梅町、西紅梅町、鈴木町に相對し、西は第二十八地區内本郷區湯島五丁目、金助町、春木町三丁目に接す、其の形狀南北に長く、東西に短き長方形を成し、地勢は地區の過半高臺に屬し、概ね東部に向つて傾斜せり、地區の總面積は十二萬九千七百九十八坪四合にして、之に所在する建物總棟數は二千三百四十九棟なり。

而して地區内高臺に屬する部分には住宅地多く、其の他下町に屬する部分には商店多し、地區の東南端昌平橋より湯島四丁目に通ずる電車通南側一帯は教育博物館及女子高等師範學校にして、北側は商店櫛比し交通頻繁なり、昌平河岸は神田川を利用する船著場にして薪炭、土砂、建築等の材料商多く、湯島天神町一丁目、同朋町及臺所町には花柳街あり、地區内の重なる建物を擧ぐれば湯島三丁目には女子高等師範學校、湯島二丁目には聖堂、教育博物館、宮本町には神田神社、湯島新花町には東京市湯島尋常小學校及靈雲寺等あり。

甲 整地

第一章 土地區劃整理委員會

第一節 委員

第一 土地區劃整理委員及同補闕委員の選舉

第二十九地區土地區劃整理委員並同補闕委員の定數は各二十人にして、其の選舉を大正十三年六月十六日日本郷區役所に於て執行したるに、何れも左記の通當選せり。

一 土地區劃整理委員

土地所有者之部

佐久間 喜太郎

宇田 尙

豐嶋 茂一

朝田 長右衛門

天野 龜太郎

山田 鐘之助

神田 寅三郎

清水 廣吉

湯淺 圭造

片外元 四郎

借地權者之部

今村 久太郎

落合 保太郎

前島 榮次郎

小久江 美代吉

鎌倉 五郎

川上 金松

宇田川 銀之助

小谷野 三造

植村 永之助

太田 辰巳

二 同上補闕委員

土地所有者之部

齋藤 平兵衛

細海 豊吉

石田 常吉

田口 傳右衛門

加藤 彦太郎

師岡 昌徳

藤原 喜太郎

齋藤 政吉

鎌倉五郎

川上金松

宇田川銀之助

小谷野三造

植村永之助

太田辰巳

二 同上補闕委員

土地所有者之部

齋藤平兵衛

細海豊吉

石田常吉

田口傳右衛門

加藤彦太郎

師岡昌徳

藤原喜太郎

齋藤政吉

篠原平右衛門

岡部仙吉

借地権者之部

鵜澤正躬

加藤彦次郎

長澤長太郎

宮下正一

杉浦藏吉

武野元二

石井清

山口由藏

新井芳藏

久保武太郎

第二 議長並副議長の選舉

大正十三年七月二十五日東京市本郷尋常小學校に招集したる第一回土地區劃整理委員會に於て、假議長湯淺圭造議長及副議長の選舉を執行したるに左の通常選したり。

議長 植村永之助

副議長 宇田尚

第三 土地區劃整理委員の異動

土地區劃整理委員は換地處分の結了に至る迄、左の如く異動したり。

一 土地所有者選出委員湯淺圭造死亡したるに因り、大正十四年二月二日同補闕委員齋藤平兵衛補充せらる。

二 借地権者選出委員川上金松死亡したるに因り、大正十四年十二月五日同補闕委員鵜澤正躬補充せらる。

三 借地権者選出委員小谷野三造死亡したるに因り、昭和三年九月十四日同補闕委員加藤彦次郎補充せらる。

第二節 諮問及答申

一 諮問第一號 整理前土地面積決定期日に關する件

土地區劃整理換地配當の標準たる従前の土地面積は、大正十四年五月十日現在の土地臺帳面積に依らむとす、但し四月三十日限り東京市役所へ出願したる者にして訂正を受けたる時は、其の面積に依るものとす。

右大正十四年三月廿六日諮問 委員會二回 特別委員會二回開催 同年六月八日修正決議の上答申

議事要綱

本件は審議の結果換地の標準たる従前の土地臺帳面積決定期日並面積誤謬訂正出願期日を何れも大正十四年七月十五日と修正の上決議せり。

二 諮問第二號 換地位置決定に關する件 (地區全部)

大正十四年三月二十六日諮問 委員會四回協議會六回開催 同十五年七月二十九日修正決議の上答申

三 諮問第三號 整理前路線價指數並土地各筆坪當指數に關する件

大正十五年一月二十八日諮問 委員會一回 協議會一回開催 昭和三年十一月九日原案撤回

四 諮問第四號 整理後路線價指數に關する件

大正十五年七月廿九日諮問 委員會一回開催 昭和三年十一月九日原案撤回

五 諮問第五號 換地面積並換地位置變更及整理後土地各筆坪當指數決定に關する件 (地區全部)

大正十五年十月十六日諮問 委員會四回 協議會四回開催 同年十月十七日より昭和二年五月十五日

撤回
迄四回に修正決議し其の都度答申、但し整理後土地各筆坪當指數に關しては昭和三年十一月九日原案撤回

大正十五年七月廿九日諮問 委員會一回開催 昭和三年十一月九日原案撤回
五 諮問第五號 換地面積並換地位置變更及整理後土地各筆坪當指數決定に關する件(地區全部)

大正十五年十月十六日諮問 委員會四回 協議會四回開催 同年十月十七日より昭和二年五月十五日

迄四回に修正決議し其の都度答申、但し整理後土地各筆坪當指數に關しては昭和三年十一月九日原案撤回

議事要綱

本案は審議の都合上地區を三部に分ち各部會に於て調査し、委員會に於て審議の結果、換地面積並換地位置變更に關し多少の修正を加へ、左記條件を附して決議したり。

記

一 湯島三組町の崖地に對しては絶對安心すべき程度に「コンクリート」若は石造に依り積直すこと。
二 松住町一、二、三番の土地に沿ふ幹線第三十五號は二十二米として隅切をなすこと。
整理後土地各筆坪當指數に關しては決定に至らざりしが、諮問第七號「土地各筆清算に關する件」を提案するに際し其の内容を爲すものとして之を撤回せり。

六 諮問第六號 整理後路線價指數一部更正に關する件

昭和二年三月十九日諮問 同三年十一月九日原案撤回

七 諮問第五號の一 換地面積決定に關する件 (本郷區湯島二丁目同三丁目の各一部)

昭和三年十一月九日諮問 同日原案可決の上答申

八 諮問第七號 土地各筆清算に關する件

昭和三年十一月九日諮問 委員會三回開催 同年十二月十一日原案可決の上答申

九 諮問第八號 換地處分に關する件

昭和三年十二月二十七日諮問 委員會三回開催 同四年一月二十九日原案可決の上答申

議事要綱

本案に就ては提案當日河岸地の借地権利價割合五割五分は、普通借地の三割に對して不均衡なりとの意見及答申期限短きに過ぐ等の意見出でたるも、數回の審議を重ねたる結果、左記希望を附し原案の通可決せり。

記

〔換地處分の告示期日を昭和四年三月二十五日以後とすること〕

一〇 諮問第九號 補償金の配當に關する件

特別都市計畫法第八條第一項の補償金の配當割合は、補償總指數を特別都市計畫法施行令第二十八條第一項に依る各權利の整理前指數に按分したる率に依らむとす、但し本郷區湯島天神町一丁目三十六番、六十六番ノ二、六十七番ノ二、同區湯島三組町五十五番、八十五番ノ一、九十九番、同區湯島新花町十二番ノ二、二十九番ノ一、九十八番、神田區宮本町八番ノ一、十八番ノ二の土地に對する配當割合は、整理前指數相當額と爲さむとす。

右昭和三年十二月二十七日諮問 委員會三回開催 同四年一月二十九日原案可決の上答申

一一 諮問第十號 換地處分に關する諮問に對し整理委員會の答申ありたる後土地又は土地に對する權利の讓渡ありたる場合の處分方の件

昭和三年十二月二十七日諮問 同四年一月二十九日原案可決の上答申

第二章 整理前土地の狀況

本地區の總面積は十二萬九千七百九十八坪四合にして、内宅地面積十萬六千六百四十九坪二合六勺、

公共用地面積二萬三千四百四十九坪一合四勺なり、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合は宅地八割二分二厘、公共用地一割七分八厘なり、宅地内借地面積は三萬九千四百一坪二合二勺にして、

第二章 整理前土地の状況

本地區の總面積は十二萬九千七百九十八坪四合にして、内宅地面積十萬六千六百四十九坪二合六勺、

公共用地面積二萬三千百四十九坪一合四勺なり、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合は宅地八割二分二厘、公共用地一割七分八厘なり、宅地内借地面積は三萬九千四百一坪二合二勺にして、之が宅地面積に對する割合は三割六分九厘なり。

本地區に於ける街路分布の状況を述べれば左の如し。

一 主要街路

昌平橋北詰より神田川に沿ひ水道橋方面に至る電車通は幅員八間乃至十二間、松住町に於て前記街路より分岐し湯島三丁目、四丁目界に至る電車通は幅員約十二間なり。

二 其の他の街路

地區の東端第三十地區との界を南北に走る街路、即ち松住町より臺所町、同朋町、湯島三組町、湯島天神町一丁目、二丁目の東端を走り不忍池西南部に至る街路は幅員三間乃至五間、地區の西端第二十八地區との界を御茶ノ水橋より北走し湯島切通坂町に通ずる街路は幅員約四間、前記二線の間中に並行する二街路中、一は湯島四丁目より湯島梅園町に至り其の幅員一間半乃至四間、他は湯島四丁目より妻戀町に至る間は約一間半の私道、湯島三組町より湯島天神町一丁目に至る間は幅員三間乃至四間の公道なり、其の他の街路は系統不規則幅員廣狹一様ならず、且坂路多く交通不便なり。

第三章 計畫の大要

第一節 街路及小公園計畫

本地區内に於ける特別都市計畫委員會議定の街路及小公園左の如し。

第一 幹線街路

第十二號線は新設聖橋より女子高等師範學校と聖堂との間を貫通し、在來電車通に合して左折し本郷三丁目方面に至る幅員二十七米の街路にして、新設聖橋より在來街路に至る間は新設、其の他は在來電車通を改修せり、第二十二號線は女子高等師範學校の西北角にて第十二號線より分岐し、湯島新花町、妻戀町を経て同朋町に至る幅員二十二米の街路にして新設なり、第三十五號線は松住町より第三十地區界を地區外池ノ端七軒町に至る幅員二十二米の街路にして松住町、臺所町、同朋町地先は第三十地區側へ擴張し湯島三組町、湯島天神町一丁目、同二丁目地先は本地區内へ擴張せり。

第二 補助線街路

第八號線は御茶ノ水橋より神田川に沿ひ西走し第二十八地區に入る幅員二十二米の街路にして在來電車通を改築せり、第九十一號線は湯島新花町に於て補助線第九十六號と交叉し本地區に入り東走し、補助線第九十七號を横切り湯島三組町に於て幹線第三十五號に交る幅員十一米の街路にして、補助線第九十七號迄は在來街路の兩側に擴張し其の他は新設なり、第九十三號線は湯島天神町一丁目より同二丁目に至る幅員十一米の街路にして、湯島天神町一丁目は在來街路の南側に、同町二丁目は在來街路の北側に擴張せり、第九十七號線は湯島三丁目幹線第十二號線の屈折點より起り、幹線第二十二號を横斷し湯島梅園町に至る幅員十一米の街路にして、幹線第二十二號迄は新設、其の他は在來街路の西側に擴張せり、第九十八號線は湯島四丁目幹線第十二號及同第二十二號線の交點より起り第二十八地區界を湯島新花町に至る幅員十一米の街路にして、在來街路を改築せり。

第三 區劃整理街路

區劃整理街路は松住町より幹線第十二號に至る在來電車通幅員二十二米を存置する外、幅員三米、四

米、五米、六米、八米、十米、十五米、十八米にして土地の狀況に應じ且幹線、補助線の連絡に考慮を拂ひ新設、擴張又は改修を爲せり。

花町に至る幅員十一米の街路にして、在來街路を改築せり。

第三 區劃整理街路

區劃整理街路は松住町より幹線第十二號に至る在來電車通幅員二十二米を存置する外、幅員三米、四

米、五米、六米、八米、十米、十五米、十八米にして土地の狀況に應じ且幹線、補助線の連絡に考慮を拂ひ新設、擴築又は改修を爲せり。

第四 小公園

新設の新花公園は湯島新花町に在りて西は東京市湯島尋常小學校に隣接し、東と南は各八米、北に六米の區劃整理街路ありて其の面積八百九十一坪七合なり。

本地區には前記小公園の外宮本公園を設置せり。
 右は湯島二丁目、同三丁目所在市區改正設計御茶ノ水公園、(面積九百六十六坪七合八勺)を土地區劃整理に伴ひ變更して神田神社隣地に換地(面積千三坪三合一勺)し同神社境内と相俟て其の利用を全からしめ、之を宮本公園と改稱するに決し、昭和三年十二月二十八日內務省告示第三百三十八號を以て告示せられたり。

以上述べたる幹線、補助線及區劃整理街路の幅員延長及面積を表示すれば左の如し。

整理後街路幅員延長面積調

區分	番號	幅員	延長	面積	備考
幹線	三	二七・〇〇 ^米	四八・八三 ^米	三、九二九・一〇 ^坪	地區界
	三	二七・〇〇	五八・六九	四、三九九・八四	
	三	三三・〇〇	五五・九一	二、九二一・九四	
計	三		一、五六六・四三	一一、四〇〇・八八	

合	區劃整理線										補助線				
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
計	三・〇〇	三・五〇	四・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	八・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一三・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
	八、四七・七	五、一八・二	一、〇〇・九	一、八〇・三	三、八六・三	九四・五	一四・四	三、七五・七	六、七二・五	一、七〇・七	一、七四・四	三、八一・四	五、八九・九	一、七〇・七	四、七五・六
	三、九二・四	一、八・四	二、〇二・二	二、四〇・五	七、一六・九	二、二四・二	三、九・五	八四・二	五、三一・〇	五、七九・三	一、一五・五	四、六・七	一、九二・八	五、九・三	一、六〇・七
			一部地區界				地區界	一部地區界	舊道存置			地區界			

第二節 換地設計

換地位置決定に關する件は、大正十四年三月二十六日土地區劃整理委員會に附議し、同十五年七月二

合	計	八、四七・五	一八、四三・六
計	計	一一、九五・〇	三三、九八・四七

第二節 換地設計

換地位置決定に關する件は、大正十四年三月二十六日土地區劃整理委員會に附議し、同十五年七月二十九日修正決議せしも、同年十月十六日一部變更案を提出し、昭和二年五月十五日修正決議せり、換地面積決定に關する件は大正十五年十月十六日委員會に附議し、同年十月十七日より昭和二年五月十五日迄四回に修正決議せり。

換地設計に際し神田神社表參道幅員擴張及之に伴ふ糞室處理問題に關し紛擾を醸したり、其の經緯左の如し。

神田神社は神田區宮本町にありて、其の境内地の東部は鐵筋コンクリートの絶壁となり、北部及西北部は自然傾斜の崖地となれり、南部の表參道は其の幅員六米内外にして狹隘を感じ、又御茶ノ水公園は本郷區湯島二丁目、三丁目に跨り須田町より本郷三丁目に至る電車通に沿ひたる細長き土地にして、公園としての機能を發揮すること能はざる状態にありたるを以て、其の位置を變更し神田神社に西隣して千三坪三合一勺と爲し、跡地を民地の換地とすることに決し、右案を以て神田神社に對して地區編入の同意を求めたるに、神田神社は其の境内地の西部に公園を設くるときは風致を増し防火の用を爲すが故に其の位置に付て異議なかりしも、公園内に永久建物を建築せざること及表參道の幅員を十米に擴張することの條件を附して地區編入に同意せり、然るに表參道の幅員を十米に擴張すれば、之が爲め神田區宮本町一番糞製造業者綾部某の營業に支障を來すこととなるを以て、同人より參道幅員擴張反對の陳情あり、其の理由に依れば表參道の幅員を十米にせんか、家業たる糞製造に必要な地下室の通風口閉鎖され營業不可能なりと謂ふにあり、該陳情書は更に土地區劃整理委員にも提出したるを以て、昭和二年十一月八日委員會に於て五名の調査委員内一名辭任を擧げ、之が實地調査を爲したる結果之を九米に變更せんとするの意見ありたるも、神田神社側は飽迄十米を主張して止まず、再調査の結果街路の東側

に糞室通風口を設け、表參道の幅員を十米に擴張することに決定し遂に解決を見たり。
 換地設計に因る宅地面積九萬千八百八十七坪二合四勺、公共用地面積三萬七千九百一十一坪一合六勺にして、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合は宅地七割八厘、公共用地二割九分二厘なり、宅地の内借地面積は三萬四千七百九十八坪三合二勺にして、其の宅地面積に對する割合は三割七分九厘なり、而して宅地が公共用地となりたる面積一萬六千七百八十坪一合六勺、公共用地が宅地となりたる面積二千六百二坪七合三勺、其の差引潰地面積一萬四千七百六十二坪二勺、減歩率一割三分八厘なり。
 整理前後に於ける土地の狀況を表示すれば左の如し。

整理前後土地面積調

整理後	整理前		區分		宅地面積 に對する割合	公共用地 面積に對する割合	潰地面積	潰地面積の 整理前宅地 面積に對する割合	潰地面積の 整理前宅地 面積に對する割合
	總面積	内借地面積	宅地面積	公共用地面積					
三萬、七九六・三三	二九、七九八・四〇	二〇六、六四九・二六	三九、四〇一・二三	九、八八七・二四	〇・八三三	〇・二七九	三三、九二二・一六	一四、七六二・〇二	四、〇九七・一〇
〇・三七九	〇・七〇八	〇・三六九	〇・三六九	〇・七〇八	〇・八三三	〇・二七九	〇・二七九	〇・二七九	〇・二七九

備考 面積は實測面積なり、但し整理前借地面積は申告に據る。

整理後	二九、七九・四〇		
	三九、四一・三三	九、八七・二四	三九、七九・三三
	〇・三七九	〇・七〇八	〇・三七九
	三七、九二・二六	〇・九二	
	一四、七六・〇二		
	〇・一三六四・六五		
	四、〇九七・一〇		

備考 面積は實測面積なり、但し整理前借地面積は申告に據る。

宅地面積内譯

區分	民有地	國有地	公有地	計
整理前	七三、一八・三三	三〇、八六・八三	二、六四三・二二	一〇六、六九二・三六
整理後	六五、〇四・五〇	一五、二六・八六	一、七二・八八	九八、七二・二四

整理前公共用地面積内譯

街路	國有	公有	民有	小計	河川運河	公園	園	共同物揚場	堤塘	溝渠	合計
	一七、九〇八・〇二	八三九・〇八	二、五〇二・八三	二、四九・九二	—	—	九六六・七六	—	—	九三三・四四	二三、一四九・一四

整理後公共用地面積内譯

街路	幹線	補助線	區劃整理線	小計	河川運河	公園	園	共同物揚場	堤塘	溝渠	合計
	一一、二四〇・八八	五、七九・三三	一八、九四二・六三	九二・二七	—	—	一、〇〇三・三九	—	—	三三・六八	三七、九二・二六

第二十九地區 甲 整地

宅地が公共用地となりたる面積

幹線	補助線	區劃整理線	小計	河川運河	公園	共同物揚場	堤塘	溝渠	合計
六、四九・四二 ^坪	二、三〇一・〇一 ^坪	七、〇六・八三 ^坪	一、八四・三五 ^坪	九八・二三 ^坪	— ^坪	— ^坪	— ^坪	三三・六 ^坪	一六、六〇・二六 ^坪

公共用地が宅地となりたる面積

街	國有	公有	民有	小計	河川運河	公園	共同物揚場	堤塘	溝渠	合計
六九・八二 ^坪	— ^坪	— ^坪	一、二四・八〇 ^坪	一、八四・三五 ^坪	— ^坪	五四・六〇 ^坪	— ^坪	— ^坪	一七・二五 ^坪	二、〇二・七五 ^坪

備考 各公共用地の整理前面積に「宅地が公共用地となりたる面積」を加へ、「公共用地が宅地となりたる面積」を減ずるも整理後面積に合致せざるは、公共用地間の用途變更を爲したるものあるに依る。

換地設計上地區を十九ブロックに分ちたり、而して本地區の平均減歩率は一割三分八厘にして設計上支障ありたるを以て、潰地充當用として宅地四千八百八十八坪七合六勺を買收せり、之が爲實際潰地面積は一萬五百七十三坪二合六勺に減少し其の減歩率は一割三厘に低下したり、然るに猶各ブロック間に於ける減歩區々に亘りたるを以て、之が調節の爲ブロック間に宅地の移出入を行ひ換地の設計を了せり。

は一萬五百七十三坪二合六勺に減少し其の減歩率は一割三厘に低下したり、然るに猶各ブロック間に於ける減歩區々に亘りたるを以て、之が調節の爲ブロック間に宅地の移出入を行ひ換地の設計を了せり。

第四章 土地の評價

第一節 整理前土地の評價

整理前路線價指數並土地各筆平均坪當指數に關する件は、大正十五年一月二十八日土地區劃整理委員會に附議し決定に至らざりしが、其の後昭和三年十一月九日土地各筆清算に關する件を諮問するに當り、其の内容を爲すものとして本案を撤回せり。

本地區整理前の土地評價には路線價に對する奥行價格百分率中甲、乙及丙の三率を適用したり、路線價指數は土地の狀況に依り三百七十五個乃至千個と評定せり、即ち松住町電車を最高千個、妻戀町内の私道を最低三百七十五個と定めたり、路線價指數に基き算出せる土地各筆平均坪當指數の最高は千十七個、昌平河岸二十六號、二十七號、二十八號にして、最低は百三十二個、湯島三組町九十九番なり。宅地全筆の總指數は土地總指數四千八百八十七萬九千九百六十八個より私道指數二千六百六十七個を控除したる四千八百八十七萬七千三百一個にして、之を宅地總面積十萬六千六百四十九坪二合六勺にて除したる平均坪當指數は四百五十八個なり。借地權利價割合は市有河岸地を五割五分、公園地、官有寺地及府社地を九割、一般宅地を三割と定めたり。

第二節 整理後土地の評價

整理後路線價指數に關する件は大正十五年七月二十九日、整理後土地各筆坪當指數に關する件は同年

十月十六日、各土地區劃整理委員會に附議したるに何れも決定に至らざりしが、昭和三年十一月九日土地各筆清算に關する件を諮問するに當り、其の内容を爲すものとして本案を撤回せり。

整理後の土地評價には路線價に對する奥行價格百分率中、整理前と同じく甲、乙及丙の三率を適用したり、其の路線價指數は土地整理の狀況に依り四百個乃至千百個と評定せり、即ち幹線第三十五號松住町を最高千百個、臺所町内の四米區劃整理街路を最低四百個と定めたり、路線價指數に基き算出せる土地各筆平均坪當指數の最高は千百二十六個、松住町十六番にして、最低は百二十個湯島三組町五十九番なり。

換地全筆の總指數は四千七百七十一萬九千九百九十一個にして、之を換地總面積九萬千八百八十七坪二合四勺にて除したる平均坪當指數は五百十九個なり。

借地權利價割合は整理前と同じく市有河岸地を五割五分、公園地、官有寺地及府社地を九割、其の他一般宅地を三割と定めたり。

以上記述せる整理前後に於ける最高最低の路線價指數並各筆坪當指數及宅地總平均坪當指數を表示すれば左の如し。

整理前後路線價各筆坪當宅地總平均坪當指數調

路 線 價	區 分	整 理 前		整 理 後	
		指 數	價 格	指 數	價 格
最 高	高	1,000 個	410.00 円	1,100 個	451.00 円
最 低	低	375	153.55	400	164.00

各筆坪當
最高
最低

1,077
131

46.77
5.3

1,266
110

41.66
42.10

路線	價		指 數	指 數	指 數
	最 低	最 高			
	375	1,000 <small>円</small>	153.75	410.00 <small>円</small>	1,100 <small>円</small>
					451.00 <small>円</small>
					1,640.00

宅地 總平均 坪當	各筆坪當		指 數	指 數	指 數
	最 低	最 高			
45	131	1,077	187.7	467.7	1,267
					210
					492.0
					227.9

備考 指數單價は四十一錢なり。

又整理前後に於ける所有權、借地權の評定權利指數を掲ぐれば左の如し。

整理前後所有權借地權評定權利指數調

區分	所有權	借地權	整理前		整理後	
			指數	價格	指數	價格
合計	外 (内私道) 四七、三三、四三 一、七六、四三	六、八九、六七	一九、三三、九三	四七、七〇、〇一	一九、五八、一三	一、七六、四三
	外 (内私道) 四〇、三二、九〇 一、七四、四五		一六、五七、八一	四〇、八三、四三	一六、七七、一七	
			七六、八四、二五		二、八三、九三	
			七六、八四、二五		二、八三、九三	

備考 一 整理前外書は潰地充當用買收地の指數及價格なり。

二 整理前の總指數潰地充當用買收地の指數を包含するものは四八、八七九、九六八個なり。

三 整理前宅地總指數(私道の指數を包含せざるものは四八、八七七、三〇一個なり。

第五章 換地處分

第一節 換地處分案の決定

土地各筆清算に關する件は、昭和三年十一月九日土地區劃整理委員會に諮問し、同年十二月十一日原案の通可決、換地處分に關する件及補償金の配當に關する件は同年十二月二十七日委員會に諮問し、同四年一月二十九日原案の通可決したるを以て、同年二月十二日内務大臣に本地區の土地區劃整理設計、換地處分及補償金の配當方法決定に關する認可申請を爲し同年三月二十六日認可、同日内務省告示第七十六號を以て換地處分認可の告示あり、依て即日東京市告示第八十四號を以て右換地處分の件認可ありたるに付、土地補償金受領權利者は三月二十六日より四月四日迄に東京市復興事業局第三出張所に申告書を提出すべき旨を告示せり、而して本地區に於て換地處分を爲したる土地は、所有地整理前四百六十六筆、整理後五百六筆、借地整理前千百十件、整理後千九十七件なり、土地權利者は所有權者整理前三百二十人、整理後三百十六人、借地權者整理前後共九百九人なり。

土地各筆清算に際しては、整理前要素清算土地評定權利指數四千七百十三萬千五百四十三個を以て、換地の評定權利指數四千七百七十一萬九千九百九十一個を除したる比率一〇一二二七五二を、整理前の各筆權利指數に乗じて整理前の比例權利指數を算出せり。

換地處分の結果左の如し。

一 換地を交付せず清算金を交付したるもの

権利者	區町丁目	地番	地目	權利別	面積	指數	價格	摘要
關省三郎	本郷區 湯島天神町 一丁目	六〇ノ五	宅地	所有權	三・二〇 ^坪	一、四三 ^圓	五六・七 ^円	面積狭少なるに依る
阿久津三郎	同 妻戀町	一〇ノ二	同	同	三〇・〇〇	九、七九	四、〇〇元	本人の希望に依る
河合佐兵衛	同 湯島四丁目	三ノ三	道路	同	六三・〇〇	二、七〇〇	一、一七〇・〇〇	私道敷
大藏省	同 湯島梅園町	一ノ二	公園地	同	三四・〇〇	七八	二九四・六	公園廢止に依る
同	同	一ノ三	同	同	四五・〇〇	三、五五	一、四七・五	同
計	計				三六三・〇〇	四、二七三	一、七五・九三	
東京市	同	一ノ二(1)	同	賃借權	一〇・〇九	二、八六六	一、一七五・〇六	同
上田新兵衛	同	一ノ二(1)	同	(轉借) 所有權 賃借權	一〇・〇九 四三・二〇 二〇・九	三、五三 一八、一八三 六、四九	一、四九・〇三 七、四三・〇三 二、六四・〇元	同
合計								

二 換地を交付せず且清算金を交付せざりしもの

文部省所有地道路二筆五百九十坪八合七勺、東京府所有地宅地二筆二十七坪八合三勺、道路三

筆四十二坪三合七勺、計七十坪二合、東京市所有地道路三十七筆千三百三坪八勺、用悪水路一筆
六坪六合、河岸地二筆五十二坪五合三勺、公園地三筆七百五十三坪一勺、計二千百十五坪二合二

二 換地を交付せず且清算金を交付せざりしもの

文部省所有地道路二筆五百九十坪八合七勺、東京府所有地宅地二筆二十七坪八合三勺、道路三

筆四十二坪三合七勺、計七十坪二合、東京市所有地道路三十七筆千三百三坪八勺、用悪水路一筆六坪六合、河岸地二筆五十二坪五合三勺、公園地三筆七百五十三坪一勺、計二千百十五坪二合二勺、内務省所有地道路四筆五百六十坪三合四勺、合計三千三百三十六坪六合三勺。
潰地充當用買收地東京市一筆八百九十坪、内務省十筆三千三百七十七坪九合一勺、合計四千二百七坪九合一勺。

三 所有権以外の権利又は處分制限の指定を爲したるもの

一 既登記の所有権以外の権利の指定を爲したるもの地上権三件、地上権假登記十六件、抵當權百三十六件、抵當權假登記七件、賃借權三件、賃借權假登記七件あり。
二 處分制限の指定を爲したるもの所有権假登記十件、差押二件、競賣申立七件、破産宣告一件あり。

三 未登記の所有権以外の権利の指定を爲したるもの賃借權千六十七件あり。

備考 右の外係争中の賃借權十四件、借地法第九條該當地七件、同法第六條該當地十件あり。

第二節 清算金

本地區に於ける換地處分は昭和四年三月二十六日内務大臣の認可あり、而して清算金徴收額は三十一萬八千四百四十圓八十五錢にして人員六百五十八人なり、又土地補償金は同年五月一日補償審査會に於て四萬千二百二十六圓六十九錢人員千二百二十四人と決定せられ同月二日其の通知を受けたり、依て同月十一日左記の通補償金を以て徴收清算金に充當處分を爲したり。

徵收清算金總額		補償金總額		補償金充當額		充當後徵收清算金		充當後交付補償金	
金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
三八、四〇・八五	六五八	四、二六・六九	一、三四	一九、五九・四	六五	二九、八一・三元	六九	二、五七・三	五七

第二 換地處分に關する通知

前項充當處分を爲したる後換地説明書及補償金清算金臺帳に依り換地處分に關する通知書を作成し、市内居住者に對しては人夫を使用して之を送達し、其の他に對しては書留郵便を以て之を送達せり。

第三 清算金の徵收

本地區に於ける徵收清算金總額は三十一萬八千四百四十圓八十五錢なりしが、内一萬九千五百五十九圓四十六錢に對し土地補償金を以て充當したる結果、各納付義務者より直接徵收すべき清算金は差引二十九萬八千八百八十一圓三十九錢にして人員六百七十七人なり。

右徵收人員六百七十七人中分納申請資格者即ち百圓以上納付すべきもの三百二十九人なるも、内官公署分二件を除き差引三百二十七人に對し、分納申請期限を昭和四年五月三十一日とし、同月十一日附を以て換地處分に關する通知書と共に分納申請書用紙を送付し置きたる處、右期限内に申請書を提出したるもの百五十六人にして、資格者總數に對し僅に四割八分に過ぎざりしを以て、同年六月十三日未提出者百七十一人に對し、更に同月二十二日迄に提出方注意を促せし處、右期日迄に提出したるもの五十人ありて結局申請者合計二百六人となり、資格者總數に對し約六割三分となりたり。

依て右申請書を審査の上、同年七月八日分納許可の決定を爲し、同日各申請者に對し許可書を送付せり。

本地區の清算金徵收事務は本郷區役所に於て取扱ふものにして、昭和四年七月より之が徵收を開始せ

百七十一人に對し、更に同月二十二日迄に提出方注意を促せし處、右期日迄に提出したるもの五十人ありて結局申請者合計二百六人となり、資格者總數に對し約六割三分となりたり。
依て右申請書を審査の上、同年七月八日分納許可の決定を爲し、同日各申請者に對し許可書を送付せり。

本地區の清算金徵收事務は本郷區役所に於て取扱ふものにして、昭和四年七月より之が徵收を開始せり。

第四 清算金の交付

本地區に於ける交付清算金は總額三十一萬八千四百四十圓八十五錢にして、昭和四年五月二十二日之が支拂を開始し、同六年三月末日迄に交付せし金額三十一萬七千四百六十二圓十八錢なり。

第六章 土地補償金

第一 補償金の算定並決定

本地區に於ける宅地減歩率は一割三分八厘四一六五なりしを以て、特別都市計畫法第八條に依る補償金の交付を要する爲、同法第五條の規定に依る補償金の配當割合を定むるに當り、幹線街路敷充當用として國に於て買收したる土地に對しては該土地の指數相當額とし、其の他の土地に對しては補償總指數より前記指數を控除したる指數を各整理前の權利指數に按分するものとし、之を土地區劃整理委員會に諮問して決定せり。

次で前記配當割合に基き左表其の一に依り計算したる補償總指數を整理前各權利に配當して原案を作成の上、昭和四年四月十五日補償審査會に提出し同年五月一日原案の通決定せられ同月二日其の旨通知を受けたり。

而して要交付補償金總額は四萬千二百二十六圓六十九錢にして人員千二百二十四人なり。

第二十九地區 甲 整地

補償金計算調書

(其の一)

一〇二

補償金總額	補償總指數	整理前宅地坪當價格	指數	同上平均坪當指數	整理前宅地總指數	補償總面積	整理前宅地の一割に相當する面積	整理前宅地總面積に對する潰地面積の割合	潰地面積	整理後宅地總面積	整理前宅地總面積
七六九、三五三圓一一	一、八七六、四七一	一八七圓七八	四五八個	四五八個	四八、八七七、三〇二個	四、〇九七坪一〇	一〇、六六四坪九二	〇・一三八四一六五	一四、七六二坪〇二	九一、八八七坪二四	一〇六、六四九坪二六

(其の二)

摘

要

員

數

摘

要

員

數

なりたり。

第二十九地區 甲 整地

國市負擔區分調査表

(△印は減を示す)

(其の二)

補償	面積		國負擔	市負擔		備考
	金額	指數		金額	指數	
4,097.10 ^坪	769,353.21 ^円	1,864.47 ^個	3,168.87 ^坪	555,050.33 ^円	1,451.34 ^個	整理前面積 平均坪 當指數 地指數
769,353.21 ^円	1,864.47 ^個	1,451.34 ^個	96.23 ^坪	274,302.89 ^円	451.29 ^個	總指數
4,097.10 ^坪	769,353.21 ^円	1,864.47 ^個	3,168.87 ^坪	555,050.33 ^円	1,451.34 ^個	166,692.26 ^坪
769,353.21 ^円	1,864.47 ^個	1,451.34 ^個	96.23 ^坪	274,302.89 ^円	451.29 ^個	451.29 ^個
4,097.10 ^坪	769,353.21 ^円	1,864.47 ^個	3,168.87 ^坪	555,050.33 ^円	1,451.34 ^個	110,134 ^個
769,353.21 ^円	1,864.47 ^個	1,451.34 ^個	96.23 ^坪	274,302.89 ^円	451.29 ^個	110,134 ^個

(其の二)

負擔區分	種別	補償		施行令第二十九條該當地		差引交付
		面積	金額	面積	金額	
國負擔	幹線	3,168.87 ^坪	555,050.33 ^円	1,451.34 ^個	1,396.65 ^個	110,134 ^個
市負擔	小公園	96.23 ^坪	274,302.89 ^円	451.29 ^個	451.29 ^個	△
市負擔	小公園	96.23 ^坪	274,302.89 ^円	451.29 ^個	451.29 ^個	△

市負擔	小公園	96.23 ^坪	274,302.89 ^円	451.29 ^個	451.29 ^個	△
市負擔	小公園	96.23 ^坪	274,302.89 ^円	451.29 ^個	451.29 ^個	△

國負擔	幹線	三、一六八・八七	五五、〇五・三	八、七九五・七三	五四、〇五六・五	五四九、八五四・六	四五九、一九五・九四
		一、四五一、三四二	二、四三三	一、三三九、六五五	一、三二八、二〇八	一一〇、一三四	
		四三、二三元	六、二八四	四八、七七〇	四三、〇五四	九、九五	
		一七四、三〇二・八九	二、五七六・四	一七五、七九五・七〇	一七八、三七二・二四	△	四、〇六九・二五
		一、八七六、四七一	二、七、七七七	一、七四八、四四五	一、七六六、一六三	100、三〇九	
		七六九、三三三・二二	二、三三三・一七	七六六、八四三・三五	七七八、三六三・四三	四二、二六・六	
	總計	四、〇七九・一〇					

市負擔	小公園	九六・二三	四五、二元	六、二八四	四八、七七〇	四三、〇五四	△	九、九五
		一七四、三〇二・八九	二、五七六・四	一七五、七九五・七〇	一七八、三七二・二四	△	四、〇六九・二五	
		一、八七六、四七一	二、七、七七七	一、七四八、四四五	一、七六六、一六三	100、三〇九		
		七六九、三三三・二二	二、三三三・一七	七六六、八四三・三五	七七八、三六三・四三	四二、二六・六		
	總計	四、〇七九・一〇						

第三 各権利者に直接交付すべき補償金

要交付補償金總額は四萬千二百二十六圓六十九錢なりしが、内一萬九千五百五十九圓四十六錢を徴收清算金に充當したる結果、各権利者に直接交付すべき補償金は二萬千五百六十七圓二十三錢(人員五百七十七人)なり。

第四 補償金の交付

本地区に於ける補償金總額四萬千二百二十六圓六十九錢中、徴收清算金に充當したる金額一萬九千五百五十九圓四十六錢は、市會計規程に基き振替手續に依り昭和四年五月十一日支出し、直接交付額二萬千五百六十七圓二十三錢は同月二十二日之が支拂を開始し、同六年三月末日迄に交付せし金額二萬千五百九圓八十三錢にして、交付済合計金額四萬千六百九十九圓二十九錢なり。

第七章 登記及地價配賦

第一節 登記

第一 代位登記

土地に關し代位登記を爲したる件數は、土地表示更正及變更四十七件、土地名義人表示更正及變更三十一件、土地分合筆百九十件、家督相續三件、所有權保存五件なり。

第二 區劃整理登記

土地囑託筆數は整理前四百五十六筆、整理後五百十筆にして、建物囑託件數は要登記のもの六百九十八件、現存を認め難きもの千二百二十件なり、囑託書を東京區裁判所富士見町出張所に提出したるは昭和四年五月二日、同二長町出張所に提出したるは昭和四年五月八日にして、登記の完了は二長町出張所分は昭和四年五月十八日、富士見町出張所分は昭和四年六月十五日なり、而して登記の停止期間は換地處分告示の日即ち昭和四年三月二十六日より約二箇月に亘れり。

第二節 地價配賦

第一 地價配賦前の處理

本地區の土地區劃整理施行申告、工事著手届及工事完了届を神田橋及水道橋兩稅務署長に提出したる年月日左の如し。

- | | |
|--------------|-------------|
| 一 土地區劃整理施行申告 | 昭和二年四月六日 |
| 一 工事著手届 | 大正十五年十一月十五日 |

一 工事完了届

昭和四年三月二十六日

第二 地價配賦

本地區の土地區劃整理施行申告、工事著手届及工事完了届を神田橋及水道橋兩稅務署長に提出したる年月日左の如し。

- 一 土地區劃整理施行申告 昭和二年四月六日
- 一 工事著手届 大正十五年十一月十五日

一 工事完了届

昭和四年三月二十六日

第二 地價配賦

地價配賦案は昭和四年六月十七日之が作成を了し、六月十八日神田橋及水道橋兩稅務署長に提出し、同四年八月十日地價配賦許可の指令を受けたり。

本地區整理前有租地の地價總額は七十六萬三千九百三十圓十五錢にして、整理に依り減少したる有租地面積に對する控除地價額は十萬六千二百五十一圓九十一錢なり、之を前述の地價總額七十六萬三千九百三十圓十五錢より控除したる六十五萬七千六百七十八圓二十四錢は、即ち整理後有租地に對し配賦せらるべき地價總額とす、而して整理後各筆評定指數千個當配賦地價額は十八圓十三錢六八二五なり。地價配賦算定に關する數字を示せば左の如し。

一 整理前後有租地面積

整理前面積	整理後面積	差引減歩面積
七五、六八・六三 ^坪	六五、〇九・六八 ^坪	一〇、五八・九五 ^坪

二 整理前有租地坪當平均地價

租整理前面積有	同上總地價	坪當平均地價
七五、六八・六三 ^坪	七三、九〇・二五 ^円	一〇・一〇一 ^円

三 控除せらるべき地價

有租地差引減歩面積	坪當平均地價	控除地價
一〇、五八・九五 ^坪	一〇・一〇一 ^円	一〇六、二五・九一 ^円

四 整理後評定指數千個當配賦地價額

整理後有租地總指數	配賦地價額	指數千個當配賦地價額
三六、二二・〇三 ^個	六五、六八・二四 ^円	一八・二六八五 ^円

次に整理前後の土地を有租地、免租地及公共用地の區分に從ひ地目別に掲記すれば左の如し。

第二十九地區 甲 整地

整理前後土地面積及筆數調

區分	地目	從前の土地		整理後の土地		面積差引		筆數差引	
		臺帳面積	筆數	實測面積	筆數	増	減	増	減
有租地	宅地	内岸地 七四、一〇一・六一 ^坪 一、〇四五・〇五 外道路 九〇五・五四	四六	五、二〇九・六 ^坪	四九	坪	九、八七・四七 ^坪	六	一
民有免租地	私設道路		六三・〇〇			六三・〇〇		一	
區有免租地	公立學校敷地		一、〇三六・七	一、〇三三・六	一	三、九二		一	
市有免租地	道 水路 河 岸 地 計	道	一、三〇三・〇八			一、三〇三・〇八		一	
		水路	六・六〇			六・六〇		一	
		河	六二・八六		六五・八四		一四六・〇二		三
		岸	一、六四三・〇二		四・五九		一、五九八・四二		三
		地	三、七四・五五	四	六六〇・四三	四	三、〇四・二二		四
府有免租地	道 路		七〇・二〇			七〇・二〇		五	
用文用鐵 部省地道	道		一、九〇・八八	一〇〇・五四	二	九〇・三四		一	
			五、三九一・〇九	四、一九七・六九	一	一、一九三・四〇		一	

合 計	公 共 用 地			國 有 免 租 地					
	溝 渠	公 園 地	道 路	計	官 有 地	寺 地	社 地	崖 地	公 立 學 校 敷 地
內 崖 地 一、〇五五・〇五 外 崖 地 一、二二三・七五 外 道 路 九〇五・五	一八、四九六・七	二六九・〇〇	一七、二九五・五	外 崖 地 一、二二三・七五 計 三〇、六八八・五	三、一九三・九一	二、四八五・〇〇	外 崖 地 一、二二三・七五 計 三、〇三九・九九	二四・〇〇	一六、一三三・六四
四八八				一七	九	一	二	一	一
一三九、七九八・四〇	三七、九二一・六	一、八九五・〇一	三五、九二二・四七	二五、〇八四・七		二、〇九九・七	三、七九三・〇六		一四、八九三・二
五七				八		一	二		二
二〇、三三三・三	二〇、三三三・三	一、六六六・〇	一八、六六七・三						
二〇、七五五・四	八九六・七			六、六七九	三、一九三・九一	三六五・二	四六〇・六	二四・〇〇	一、五〇〇・四
七				一					一
六				〇	九			一	

用 文 用 鐵	府 有 免 租 地
地 部 省 地 道	道 路
五、三九一・〇九	七〇・二〇
一九〇・八八	
一	五
四、一九七・六九	
一〇〇・五四	
一	
二	
一、一九三・四〇	七〇・二〇
九〇・三四	
	五

乙 建物其の他の工作物移轉

第一章 整理前の建物

第一節 建物狀況

本地區整理前の宅地總面積は十萬六千六百四十九坪二合六勺にして、之に所在する建物の總棟數は二千三百四十九棟此の延坪數四萬四千九百九十六坪九合一勺なり、而して建物一棟當り宅地面積は四十五坪四合、同建物延坪數は十八坪八合二勺なり。

前記總棟數の内移轉を要するもの二千二百三棟にして、爾餘の百四十六棟は換地の關係に依り其の儘据置き得る不要移轉建物なり、之を構造別に示せば左の如し。

種別	建物總數		内		譯	
	棟數	延坪數	要移轉建物 棟數	延坪數	不要移轉建物 棟數	延坪數
木造建物	二、三六	四、〇七・五 ^坪	二、二九	三、七九・三〇 ^坪	一四	四、七六・二 ^坪
石造平家建	二	四三・三	二	四三・三	一	一
煉瓦造平家建	六	四七・六	六	四七・六	一	一
鐵筋コンクリート造平家建	一	一四・三	一	一四・三	一	一
土藏造二階建	二	一〇・〇	二	一〇・〇	一	一

煉瓦造平家建	鐵筋コンクリート造平家建	土藏造二階建
六	一	二
四七・六七	一四・三三	一〇・〇〇
六	一	二
四七・六七	一四・三三	一〇・〇〇
一	一	一
一	一	一

要移轉建物の用途を大別すれば、住宅千四百九十七棟の六割七分を最高とし、商店三百二十五棟の一割四分に次ぎ、以下工場、飲食店、倉庫等の順位なり、之を表示すれば左の如し。

種別	要移轉		延坪數		一棟平均坪數
	棟數	要移轉總棟數に對する百分比	坪數	延坪數	
官公署	三	〇・一四	一四・二〇	八・〇六	
醫院	一四	一・〇九	五九・八一	二四・五	
住宅	一、四九七	六七・六六	一四、五七・七四	一六・五九	
旅館	二	〇・九五	一、四七・六五	七〇・二七	
下宿	一六	〇・七一	五〇・七三	三〇・三〇	
商業	三、五	一四・六六	五、四二・二七	一六・七四	
商店	二	〇・四五	四九・三五	二四・二二	
料理店	四	二・〇九	七五・二四	一七・二九	
飲食店	四	一・五五	一、三九・二七	四一・〇〇	
待合	三	一・六四	一、〇七・九六	二九・二二	
藝妓置屋	一	〇・〇五	二五・五〇	五・五〇	
觀物場	一	〇・〇五	二五・五〇	五・五〇	
浴場	五	〇・二四	三三・一六	六・六三	
計	二、四九	一〇〇・〇〇	三九、九八・七六	一四・六	
建物總數に對する百分比	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	九〇・三三	六・三三	
				四、二六・二四	
				九・六六	

第二十九地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十九地區 乙 建物其の他の工作物移轉

理髮店	美容店	工場	倉庫	其他	計
三	六	四	四	四	二、一〇三
〇・五四	三・九一	二・〇〇	一・九一	一〇〇・〇〇	
一、一六四	二、一四三・五六	一、五八四・〇七	三、六二・五三	三、九、九八・六七	
一一・四〇	二、四・九一	一、五・二七	八・六三	一八・二三	

一一二

第二節 地區告示後の建築

大正十三年三月二十七日東京都市計畫土地區劃整理施行地區の告示後に於て、假設建築物として新築、改築、増築等の爲、東京府知事に許可申請を爲したるもの建物七百八十七棟、内許可せられたるもの六百七十棟、許可せられざりしもの百十七棟なり、而して前記の如く不許可の指令を受けたるにも拘らず新築、改築、増築を爲し、事業施行の必要上移轉を要したるもの七十一棟なり。

第二章 移轉計畫

本地區は之を四十五箇の移轉群に分ち、大正十五年十月より建物及工作物の現状調査に著手し、調査の移轉群より逐次移轉工法並工程を定め、昭和三年六月全部の移轉計畫を終了せり。

而して要移轉建物二千二百三棟に對する移轉工法を見るに、曳方一部除却に依るもの千六十棟にして

四割八分を占め、之に次ぐは移築一部除却の五百七十八棟にして二割六分に相當し、他は曳方、移築、

本地區は之を四十五箇の移轉群に分ち、大正十五年十月より建物及工作物の現狀調査に著手し、調査の移轉群より逐次移轉工法並工程を定め、昭和三年六月全部の移轉計畫を終了せり。而して要移轉建物二千二百三棟に對する移轉工法を見るに、曳方一部除却に依るもの千六十棟にして

四割八分を占め、之に次ぐは移築一部除却の五百七十八棟にして二割六分に相當し、他は曳方、移築、据置一部除却の順位なり、之を構造別に示せば左の如し。

種別	工法別棟數				計
	曳方一部除却	移築一部除却	据置一部除却	計	
木造建物	三六	一〇九	一〇	一五六	二二九
石造平家建	一	一	一	三	二
煉瓦造平家建	二	一	一	四	六
鐵筋コンクリート造平家建	一	一	一	三	一
土藏造二階建	二	一	一	四	二
計	三八	一二	三	五三	一一〇
要移轉總棟數に對する百分比	一五・六	四八・三	七・〇	二六・三	二・六

前記計畫に依るときは、要移轉建物二千二百三棟此の延坪數三萬九千九百十八坪六合七勺は、整理後に於て其の棟數に増減なきも、坪數に於ては一割四分八厘の縮少を來し三萬四千坪八勺となる、之を建物の構造別に對照すれば左の如し。

種別	整理前建物		整理後建物		差引減	
	棟數	延坪數	棟數	延坪數	棟數	延坪數
木造建物	二、二九三	五、七三三・〇	二、二九三	三、八七三・三	一	五、九〇六・〇

石造平家建	二	四・六	二	三〇・六	九・三
煉瓦造平家建	六	四七・七	六	四七・七	二・〇
鐵筋コンクリート造平家建	一	一四・三	一	一三・三	一・九
土藏造二階建	二	二〇・〇	二	一〇・〇	—
計	二、一〇三	三九、九八・六	二、一〇三	四〇、〇〇〇・〇	五、九一八・五

建物の移轉實施期間を昭和二年三月より同四年三月迄の二年一月とし、昭和二年に於て五百七十三棟、同三年に於て千六百二十六棟、同四年に於ては三月迄に四棟の工事を完了することに豫定したり。

第三章 移轉手續

第一節 移轉命令

大正十五年十一月十二日第一次移轉命令として、湯島天神町一丁目の一部第七移轉群建物九棟に對し移轉命令五通、同通知九通を發し、爾來引續き發令に努め昭和三年七月十七日湯島天神町一丁目の一部第六移轉群の發令を最後とし、要移轉建物二千二百三棟の内協議並直轄移轉に依る二十七棟を除きたる二千百七十六棟及工作物に對し、移轉命令千五百五十八通、同通知二千百四十五通を發し、茲に全部の發令を終へたり。